矯正図書館

監獄雜誌

第八卷第八號

目　録

●論說……（一　頁）
●監獄局設置を提す
●監獄改良と伊太利學派（第三回）完　　留岡幸助君
●講話……（六　頁）
●獄制論一班（第二回）　　小河滋次郎君
●犯罪人は改良せざるか（第二）　　留岡幸助君
●雜錄……（二十三頁）
●典獄協議會建議事項私評
●獄事談叢……（二十九頁）
●司獄官の責任（小河岳洋君）●在監人死亡比例●法の活用●在監人の生活●監獄作業の方針●獨逸戒護者の割合●分課標準に就き●監房犯則と工場犯則多寡の原因●犯罪人の体格●事務の敏活と議事錄に就て●犯則者には精神的の苦痛を與へよ●減食處罰の注意●自己の職責を守り一般事務に通曉せよ●監獄改良の要は個人的感遇に在り●在監人統率の秘訣落書の保存●規律の運用●訪問寸話（金洲）
●出獄人の保護……（四十二頁）
●三池保護會記事（承前）
●雜報……（四十七頁）
●死刑宣告者減等の特典●監獄局の設置●專任監獄事務官の設置●專任監獄事務官の官等及俸給●專任監獄事務官の特別任用法●新設監獄局分課規程●局長の兼任局長の任命●來年度より監獄局は技師技手を定置せられん●北海道看守の手當金支給令●監獄附近の建設物制限に就て●警察署留置人賄費の改正●巡査看守給助例改正方針●典獄諮問會電報●典獄協議項目●其筋の詮議及通牒●典獄協議會協議問題●監獄事務官の任命
●外學語學……（六十一頁）

警察監獄學會發兌

服喪服に堪へず

編者識

矯正図書館

○會告

監獄雜話

監獄雜誌は監獄學術の蘊奥を叩き實務の應用を期するに在り故に全幅の記事興味淡泊較もすれは倦怠の念を懷かるゝとなきや本會茲に見る所あり爾今內外國因人及免囚の實歷談を掲載し彼れ犯罪構成の原因より犯罪隱蔽法網を脫せんとする苦心慘怛を叙し就縛後初度及再三犯として入監するの感情入監後同囚間の交情交際飮食起臥作業勞働疾病懲罰賞與恩典書信面會差入物購食貯畜等の觀念より獄司敎悔師醫師に對する感情を描寫し一の監獄小說として本誌記事の融和を圖ると同時に一面遇囚の秘訣を探らんと欲す就ては各監獄收容中の男女囚人若くは放免囚中特種の人物に就き精細御聞取又は既往御見聞の事項要領のみにても御報道被下度はゞ本會に於て多少修飾を加へ漸次揭載致度豫告旁々此段相願候也

明治三十年七月

各監集治監
同分監
各府縣監獄署
同支署
寄書家
愛讀者　御中

警察監獄學會
編輯部

◎出版廣告

警察監獄學會編纂

監獄英語必携

（全）近刊

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字典として之れに附す其編纂の如きは實務家及內外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閱を經たるを以實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり該書は目下印刷に附したるを以製本を見る又近きに在り（豫約廣告書は別に御配布致すべし）乞ふ司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋歲月を積み內地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんことを期せられんと切望に堪へず

明治三十年七月

警察監獄學會
出版部

監獄雑誌　第8巻 第8号

矯正図書館

岳洋小河滋次郎先生序
英國多羅句先生原著
霽月松尾音次郎先生譯

菊版大本五百頁
洋裝製本金八拾錢
寢一綴金七拾三錢

○刑罰及犯罪豫防論
附 出獄人保護論

全壹冊

社會問題ハ今や世人の最注目となれり就中刑罰及犯罪豫防問題ハ最緊急の要物となれり大赦減刑令執行の結果としてハ層一層世人の注目する處となり出獄人保護事業ハ各地志士の設計企畫あるに至れり此種事業の參考書を要すると極て急なり時に本書ハ英國斯道の學者として又斯道の改良論者として英名萬國に雄飛する多羅句氏の近著にして實に志士の要求を滿足せしむる參考益書たり然れども本篇頗る鴻卷なるを以て適ま抄錄摘譯したるものを見るの外なく予輩大に憾みとし請ふて全篇を精譯し出版の擧をなせり惜むらくハ斯道の考究家未だ多からざるを以て僅々需用の員數に當てゝ五百部を限り印刷に附し若干冊を以て諸彦の清需に應せんと欲す乞ふ至急に御申込あらんことを

一前金御送附の順を以て送本すべし郵税ハ一冊金拾二錢假綴の分ハ金拾錢なり
一官署員方より御申込ハ前金に及ばず三冊以上ハ通運便により低廉運賃を以て發送すべし
一三冊以上にして官署員方の御申込によるものハ三ヶ月に割合御拂込あるも苦しからず
一爲換ハ總て原胤昭宛にて東京一ッ橋通郵便受取所へ御拂込ありたし
一通運便に附せらるゝときハ其持込賃を添へ郵券代用ハ一割を增すべし

東京神田區南神保町八番地　出版元　原胤昭

大賣捌
京橋區出雲町一番地　警醒社書店
神田區一ッ橋通町七番　有斐閣書房

矯正図書館

監獄雜誌第八卷第八號

論說

●監獄局設置を祝す

監獄改良事業の進歩發達に伴ひ其之を監督し及び之を誘掖する爲め中央政府に相當獨立の機關なかるべからざることゝ數年來同人社會に唱道せらるゝ所なりと雖も今日に至る迄時運未だ玆に至らざりしゝ世間有識者の平素遺憾とせし所、況んや前に改正條約實施てふ第二の維新とも云ふべき監獄行政上の大革命を控へ彼の風俗習慣を始めとし人事法律を異にする諸外國人を我法權の下に服從せしめざるべからざるに於てをや、宜なる哉政府夙に玆に見る所あり、外國人を拘禁し及び處遇に關する諸制度を調査せらるゝ今の時に當つて、明治三十年八月六日の官報ゝ勅令第二百五十三號を以て內務省官制を改正せられ從來警保局の一課に過ぎざりし監獄課を割て監獄局なる一局を新置し監獄事業をして獨立せしめられたること寔に我監獄事業に付き近代の一大進歩、稀有の一大英斷と云ふべきなり、予輩熟ら考ふるに從來監獄事業を目して警察の一部たるが如く內務省警保局に付屬せしめられたるゝ彼の政費節減論の盛なりし十餘年前の既往事實にして今日之を非難するが如きゝ死兒の齡を算するの愚に類すと雖も其職務の相類似すと云ふが如き理由に過ぎずして從て監獄行政の進歩せざりしこと亦以て證するに足るべしと信ず、然れども監獄と警察とゝ其性質に於て異なるのみならず全然其管理及び監獄權を殊別せざるべからざるゝ洵に明かなる事實なる

監獄雜誌　第8巻 第8号
矯正図書館

を以て當局者ハ頻りに其監獄局廳を獨立分離せしめんことを希望し、過去兩三年來政府亦此議を容るゝ所ありしと雖も種々の事情ハ遂に今日迄其分離獨立を敢てする能はざらしめしハ實に明かなる事實にして我監獄改良事業の爲め遺憾措く能はざりし所なり、然るに先年佛京巴黎に於て開かれたる萬國監獄會議に委員を特派せしめ各國監獄事業の進歩發達の程度如何を親しく調査せしめられたる結果として小河特派委員の歸朝復命せらるゝ所あり、一面改正條約實施期近つきたるより外國人拘禁制度に關する調査準備の急なる結果今回の英斷以て監獄局設置の擧に出てられたるハ予輩斯道の爲め極力贊同する所にして監獄万歳を三唱するに敢て躊躇するを須たざる所なり、要するに監獄局の新置ハ（復置と云ハんか）社會の進歩と我國文明の度を進めたる必然の結果に出てたるハ勿論なりと云ふと雖も內ハ監獄當局者の獨立分離を主唱したる內助と、特派委員小河滋次郎氏の歐州各監獄の實況を觀察復命し且つ改良意見を提出せられたると、尙進んてハ國交條約實施準備に關する以上三個の原動力ハ這般の監獄獨立監督局を設置せられたる所以の原因に外ならざるなり加之ならず今回監獄局の設置と共に專任監獄事務官なるものを新設せられ監獄行政をして一科專門の理術として社會一般に認めしむるに至らしめられしハ尠くとも從來吾人をして俗間に賤視せられたる惡感情を洗滌せしめ名譽ある國家の行政獨立官吏たる名譽の印鑑を授けられたるものと云ふに予輩ハ斷言を憚からざる所なり、去れハ今日以後永く國民が一般の監獄當局者を遇するに於て禮遇且名譽の表章として尊重視するに至ること勿論にして予輩ハ此等の點に付てハ大に人意を强ふするに足るべしと信す、然れとも予輩ハ只恐る將來監獄事業の社會に尊重せらるゝと同時に此榮譽ある職務に從事する一般監獄官吏にして益勵躬盡瘁以て今日社會人士の此抱負待つある鴻恩に背かざらんことを、監獄官吏にして若々汚行失体を社會に暴露するあるハ從來予輩の見聞する所にして失体汚行ハ素より社會の擯斥する所たるハ勿論既往と雖も自から之を戒むへきことハ言を待たすと雖も將來一層念々益々戒飭三省し以て世人の指彈を招くが如きことなきを要す至囑々々

贅終りに臨みて一言すへきハ今回設置の監獄局に向て希望し且待つあること是れなり彼の所謂監獄ハ即ち社會の反映なりと云ふ說言や敎育、衛生、作業、敎誨、感化等人事百般の事、皆盡く網羅して監獄圍內に包圍せられつゝあれハ統獄者ハ即ち一國の統治者の分岐に外ならざるを以て以上の諸點に就て進歩發達を計圖すへきハ勿論、右等の基礎を鞏固にすへき監獄則及附屬法令の改正、監獄の新築改營、外國人拘禁制度の調査、監獄費國庫支辨の準備及會計の監督等素より鼓に儘指するに遑あらざるなり、而して最後に全國治獄の統一改良を監督奬勵せんにハ監獄巡閱の周密頻數なるに若くハなし今回監獄事務官の設置蓋し其主たる原因ならざるハなし、監獄局、監獄事務官の設置豈に多望ならずとせんや敢て蕪辭を草し監獄局の誕生を祝すと爾云

監獄改良と伊太利學派（第三回）

留岡幸助

以上陳述したることのみならず、ロンブロソーハ犯罪の性質、原因、及處遇につきての適當なる位置を考定せんと務めたり、勿論彼が著述ハ一新機軸を創始せしに相違なしと雖誤謬又此れに伴はざるにあらず、然而彼ハ餘りに結論を急ぎたるが爲めそが所論を批評的に論究することの出來ざりしのみならず、之を熟議追察するの機會を失ひたるや又明白なりと云はざる可らず、假令ハ最初犯人の間遏送傳の結論の如きハ大に大早計なりと謂はざる可らず、稍々後に至りても犯罪の原因を癲癇に歸する點餘り强大に失するの憂なしとせず、

矯正図書館

意太利學派を記述するに當り尙此他にも記載せざる可らざる人物あり、即ちエンリユ フエリ、バーロンガロフアロ、アントニオマロの徒是なり、

エンソコ フエリ、　ｎ羅馬府の刑法敎授にして且國會議員なり、彼ｎロンブロソーと同じく刑事人類學に力を致し、殊に學者の以て罪科學三分科の一とする刑事社會學に着眼すること深しと云ふ可し、而して彼ｎ刑事社會學 Criminal Sociology の高著をなし其名學者社會に高し、彼が明了なる哲學的思想ｎ刑事社會學者として彼の右に出るものなし、彼ｎロンブロソーと方面を異にし一新機軸を開始するに至れり、

バーロン ガロフアロ、　ｎ子アポリス法曹社會にｎ赫々の名ある士にして大体より言はゞ彼ｎロンブロソー及フエリの學說を承諾するもの〳〵如し、彼ｎ新學術運動につきてｎ世界の法曹界に樞要の位置を保持せり、曾てローマに開設せられたる万國監獄大會に於て彼が位置に重かりしかを以て見るも彼の勢力如何ｎ推知するに足る可し、彼ｎ物理界の法則を法律界に應用してその改良を圖る新運動に關してｎ先驅者たらざる可らず、一千八百九十三年北米合衆國シカゴ府にて監獄大會議の開設されしとき、彼ｎ『罪科學の新說』（クリミノロジー）てふ論文を贈れり、多少玆に關係する點なきにあらざれゞ其數節を摘譯して讀者に示さん、

ガロフアロ曰く　刑法を編制する學者ｎその以前に當り、社會の公敵たる犯罪者につきてｎ充分の智識を有せざる可らず、然るに刑法學者ｎ往々にして犯罪人てふことに關しての研究ｎ麁忽にして其智識に乏しきｎ慨嘆の外なし、宜哉世ｎ犯罪增加の頻發を見るに至りしを、罪科學（クリミノロジー）とｎ余が命名したるものにて（フエリ氏ｎ余が唱へし罪科學の新說を刑事社會學と呼べり）開化國にて斷定せられたる犯罪ｎ何れも人の權利を侵害せし行爲を意味するものにて之を他語せｎ犯罪行爲ｎ人の感情を害すること深く殊に仁愛公義の感情を害するものと云はざる可らず、

余ｎ他人の權利を侵害する犯罪ｎその人の猛惡なる性質にあらずしてその人の惡敎育組暴より生ずるてふことｎ竝に論せざるべし、余ｎ犯罪行爲を名けて自然的犯罪と云はんと欲す "Natural Crime" 而如此犯罪を爲すに至る原因ｎ何れにあるかを講究せん、即ち犯罪の原因ｎ墮落の感情、身体的遺傳、惡敎育、飮酒、道德狂、道義的癲痺、情慾、癲癇、無學、迷信、にあることを研究せり、而又余ｎ犯罪人を分類せんことを勤めたり、即ち道德的狂狀を示す四人を分類せんにｎ相貌の特質を標準として分類するに若かず、ロンブロソーｎ四人の身体上と生理上との狂狀を發見せんことを勤めたり、然れども氏の說ｎ容易に以て眞理となすに足らず、余ｎロンブロソーの研究せし四人中殊に殺人犯、窃盜犯者の相貌につきてｎ大に研究を凝せり、勿論四人ｎ殊別なる心意の組織によりて犯罪てふ一種異樣の行爲を現はすこと事實なりと雖四人ｎ普通人民と異りたる一種の人類なりとの說ｎ人之を容易に受納せざる可し、然れども殺人犯者と窃盜犯者ｎその相貌によりて容易に區別し得可しとの說ｎ信ずべきものなり』云々

罪科學（クリミノロジー） Criminology てふ語ｎガロフアロによりて初めて使用されたる術語にして彼が有名なる著書 Criminologie（クリミノロジー）ｎ佛語を以て出版されたり、該書中實に刑法及監獄改良につきてｎ賢明なる良案充盈せりと云ふ、犯罪ｎ意志の結果なりとの舊說の上に建てられたる刑法上の格言ｎ最早新學術の前に光を失ひ、犯罪を構成する要素ｎ四人身心の墮落より來るてふ新說につきてｎガロフアロｎ大に効蹟あるの士なりと謂はざる可らず、

アントニオ マロ、　ｎ先にチウリン府に於る監獄醫なりき、彼ｎ一千八百八十七年 Curattori dei Delinquenti てふ書を出版し其名學者社會に高し、該書ｎ四人を實地に研究し、又四人と普通民とを對照ししして研究せしものにて頗ぶる有益の書なりと云ふ、ロンブロソーｎマロにつき左の言を爲せり、

矯正図書館

マロン囚人を身体的、心理的、道徳的に研究し、大にその特徴を發見せり、然而余の說に援助を與へたること實に大なりと云ふ可し、彼ロン囚人二百人を罪質に類別して研究せり、假令ロン囚人の內の窃盜と拐誘を國國、同年齢の普通人民と比較對究したるにあり、而してその功績や實に偉なりと云ふ可し、（一八九五年九月緒言「フオーラム」雜誌）

此他意太利にてロン博士ピーベンタ、ザカレリ、ロシー、ヲトレリヒ、等の諸學者　刑事人類學上大に効績あるの士なりと云へバ如何に監獄改良と伊太利學派の關繫密なるかを知るに足らん、

（完）

講話

●獄制論一班（第二回）

小河滋次郎述
簗轍速記

第四にロン、分房を設ける所の數ロン、凡そ年齢三十以下の囚人、及び三十以上でありましても、初犯である、所謂偶發犯罪人と認むべき所の者を入るゝを程度として、具へたらバ宜ろしからうと考へまする、尙ほ研究を盡して見ましたならバ、年齢の上に付いて、或ロン三十年を縮めて、二十五年とすることも出來ませうし、若くロン延バして三十五或ロン四十までとすることも出來るでありませう、それに因つて分房の數にも增減を來し、建築費の上に付いても、增減を見ることが出來まする、

終りにロン監獄を建築する以上ロン、煉瓦造にしたいということでありまする、此事に付きまして、私ロン熱心に希望することでありまして、或ロン我邦でロン地震などが頻々ありまするから、煉瓦造ロン不適當である、若くロン健康を保つ上に付いて不充分である、或ロン民度に適さない、唯り監獄のみ、嶮々たる煉瓦造を建てるといふやうなことロン、不都合であるといふやうな說がございまするが、地震といふが如き希有なことを以て退けるといふことロン、言ふまでもなく、不當な話でございまするし、又健康上不利であるといひまするが、是等の事ロン、建築法に依て、幾らも適當に避け得らるゝ方法が立ちませうし、又實際東京集治監などロン、煉瓦造でありまするが、是に因つて以前と囚徒の健康の上に付いて、相違のあるといふことロン見出さぬのみならず、却て衛生上能く行届くといふ實況であるのでありまする、又民度云々の議論もありまするが、何も監獄を煉瓦で造りましたからといつて、敢て贅澤を目的とするのでロンなくして、却て之が經濟上にも適し、又實際上の便利があるといふことでございますれバ、一向構ふことロンあるまいと考へまする何が故に是非共煉瓦にしなければならぬかといふ理由ロン、若し監獄を木造に致しましたならバ、第一に恐るべき所のものロン、火災の虞れでありまする、監獄ロン多數の人も居りまするし、又色々な仕事もございまする、從つて火氣を用ふることも餘分でありまするから、動もすれバ誤つて火を失するといふことロン免れない話で、若し一朝出火するといふやふなことがありましたならバ折角立派に出來た所の監獄も忽ち烏有に歸するといふことロン免れぬのみならず、多數の人命を預つて居るといふ點から見ましても、實に危險な次第でありまする、火災の虞れを防ぐが爲めにロン、二階造といふことも避けなければならぬ、又火氣を用ふる所の作業場であるとか、其他の建物ロン、成るべく監房から離して建てなければならぬといふ必要がありまする、從つて多くの地面を要し、又建物が諸方に散亂して居るが爲めにロン、檢束上にも不充分であり、

矯正図書館

餘計の役人を要し、管理の澁滯を來すことを免れない、それに要する所の費用といふものゝ實に少なからぬことでありまする、又木造に致しまするにしても充分の堅牢を期することが出來ませぬから、囚徒の破獄、逃走といふ危險も餘計あり、又將來に於て修繕の費用を要することも澤山であり、又永久の維持に耐ふることの出來ないといふことも明かであります、第二にゝ亦作業上の點に付て大に考へなければならぬのであつて、御承知の通り、作業といふものゝ監獄經濟に至大の關係を持つて居るのみならず、遇囚便否といふことゝ充分研究しなければならぬので、若し監獄を木造にし、殊に其木造の監獄に於て、分房の多數を設けるといふことでありましたならば、其監獄にゝ果して如何なる作業を行ひ得ることが出來るでありませうか、木造で一室に一人を置くといふことでありまするにしても、到底機械を要する所の作業、例へば是等のものを行ゝせるといふことゝ出來ないので、唯簡單な麻撚であるとか、繩綯であるとか、收入に乏しく、又囚徒の將來の爲めにもならない、不完全の作業のみしか施行することの出來ぬといふことゝ當然經濟上に非常の不利益を感ずるといふことに至りまする、又木造である以上ゝ燈火を監房に用ふることが出來ませぬ、故に今日の如くに日光を目的にして、日の短い時分にゝ早く仕事を罷めて仕舞ゝなければならぬといふやうなことに爲るのを免れない、若し煉瓦に致しましたならば、第一堅牢を將來に期するの上に於て、自然に費用も省け、又檢束上にも非常の便利があり、且つ二階造とも若くゝ歐洲の監獄の如く、三階にも四階にもすることが出來、總て必要の建物を、或ゝ監房に接續して設ける、又ゝ同一の建物の中

に建てることが出來まして、詰り管理の上に付いても非常な便益があり、從て役人の數も著しく減ずることが出來、地面を要することも非常に少くて濟むのでありまする、歐洲に於ける監獄の役人の數の少いといふことゝ、實に羨むに堪ゑない次第でこざりまして、五百人位な人を入れて居る監獄でも、典獄の外に書記、看守長といふやうな如きものゝ、三四人に止まり、從て看守の數も三十人內外に止まつて居るといふのゝ、全く建物の都合好く纏つて出來て居るが爲めでありまする、又作業の點に付きましても、假令分房の數を多く設けまして、其分房に於て如何なる及物を使ふことの仕事でも執らせることが出來まする故に……自耳義の監獄などでゝ、每日仕事の機械を罷役の後に監房から出すといふやうなことがなくして常に囚徒の側に置くといふやうな有樣で、鋸があり、鑓があり、其他銳利なる色々な及物がありましても、一向差支がないといふゝ、全く構造の堅牢なるが爲めでありまする、煉瓦造に致しましたならば、夜間ゝ兎も角も、晝の間ゝ之を一人で使用させましても、一向それが爲めに危險の虞ひゝないのでありまする、且つ煉瓦造と爲す以上ゝ、充分に燈火を用ふることが出來まする故に、日の長短に拘ゝらず、一定の時間といふものゝ、則ち普通の良民でありましたならば、朝暗い中から起きて、夜業なでもするといふ、其實況に標衡を取りまして、假令日が短くても、夜に入つて相當の時間ゝ燈火を用ひて仕事をさせるといふことも出來まする、其結果といふものゝ、作業の收入を增加せしむるに至りまするのゝ明かなことである、元來今日我邦の木造監獄で施行して居りまする所の作業といふものゝ、誠に不完全なものであつて、且つ監房と工場とゝ隔つて設けられて居りまするが爲めに、朝早く起きまして、囚人を監房から出すに致しても工場に行着くまでの間にゝ、或ゝ着物を着換るとか、若くゝ整列點檢するとか食事を與へるとか、色々な手續を要して、仕事をするまでにゝ既に日三竿に上るといふが如き有樣であり、又工場から監房に歸りまする

矯正図書館

するのにも、風呂に入れるとか、點檢するとか、捜檢するとか色々面倒なことがありまするから、それが爲めに早くに仕事を罷めて引上げさせるといふ必要がありまして、早い者ハまだ日の高い時分に監房に歸つて、空しく座つて欠伸をしたり、或ハ雜話をして居るし、遲い者ハ暮々になつて漸く監房に歸るといふが如き有樣であつて、正味仕事をする時間といふのハ、極めて少ないのでありまする、元來作業が强いとか、或ハ弱いとかいふことを言ふ者がありまするが、作業の强弱といふものハ、素と作業自身に在るものでハなくして、之を施行する方法に在るのであります、どんな輕易の仕事でありましても、終日長い時、斷へず之に勞働するといふことハ、則ち苦痛を感ずるので、如何に難義な仕事でも、短い時間之に從事してハ而もそれが强壯な男でもありましたならバ、其男に取りましてハ、一向苦痛を感じないのであります、若し監獄で嚴重に監督が行屆いて、長い時間勉强して勞働せしむるといふことになりましたならバ、どんな輕い作業でも、之に從事する者ハ適度に苦痛を感ずるに至る譯もありまする、今日の木造の我監房に於きまして、談話の弊があるとか、或ハ罪惡傳播の恐があるとかいふて、之を豫防する工夫を色々に悉して居りまするが、一つも其效を奏することのないといふのハ、當然な話であつて、詰り彼等に談話をしたり、或ハ通聲をしたり、若くハ罪惡を傳播させるといふ機會を、こちらから彼に多く與へて居るのであります、即ち夕方も早くに監房に引上げさせて、其處に大勢一緒に置く、唯塵ハらして置くと、勢ひ話し燈瓦にして、燈火までも、用ひて相當の時間充分に勞働せしむるといふことに爲りましたならバ、必ず囚徒ハ勞働に因つて疲勞いたしまして、仕事が濟む、飯を食ふ、勢ひ直ちに寢るといふことに爲つて、談話をしたり、通聲をしたりする機會ハなくなつて、こちらから談話をしろといつても、彼ハ話をする暇が

あれバ寢るといふことに、自然に赴くでありませう、木造で充分な分房を造りまするよりハ、寧ろ燻瓦にして置いて、就役時間などを長くし、充分に囚徒を勞働せしめましたならバ、夜間ハほんの間に合せの分房でありましても、事ハ其方が木造で完全に出來た分房よりハ、完全な效を爲すであらうと考へまする、燻瓦で造るがために要する所の、多少增加の建築費といふものハ、就役時間の增加の基く、工錢の收入に依つても、闇もなく取返すことが出來るであらうと考へまする、

第六に監獄の敷地を選定せらるゝ場合に於きましてハ、將來相當員數の罪囚を農業に使役することが出來る丈けの餘地を見込んで置くといふこと、及び監獄を構造すると同時に、官吏の官舍を建てるといふことでありまする、監獄に於きまして、常に相當の囚人を使つて、農業をさせるといふことハ、唯り囚徒の爲めのみならず、亦監獄の經濟に取りましても、非常に利益のあることであります、殊に御承知の通り、囚徒の多數ハ農民から出るものが多いのでありまするから、之に農業の習慣を失ハしめないといふことハ必要なことであつて、又農業ハ健康上に取つても、適當な業務であります、且つ監獄で造り上げた所のものを、監獄で需要することになりますれバ、衛生上にも亦經濟上にも利益のあることでございまして、此事ハ是非實行せらるゝに至らなければなりますまいと考へます、又官舍ハ恰も監獄に於ける敎誨堂、學校、病院と同じ必要の建物であつて、監獄から決して離すことの出來ないものであります、監獄の役人が、監獄を觀ること、恰も自家を觀るが如く、苟も暇がありますれバ、何時でも監獄に參つて、親しく罪囚に直接して、其起居動作の摸樣を察しなければならぬのであつて、晝の間ハ普通の事務がありまするから、一々始終囚徒に接して居るといふことも出來ませぬが、或ハ晚餐の後であるとか、若くハ休日でも餘暇のある時であるといふやうな時を利用しまして、間斷なく囚徒を視廻つてやるといふことを力めなけれ

ばならぬと思ひます、其目的を達するにハ、どうしても遠隔して居る所に住して居つてハ出來ないのであつて、若し離れた所に居つても差支ないといふやうなことでありますると、詰り普通の役人と同一の執務時間ほか、監獄に出勤することが出來なくして、其時間内の外にハ、頻々監獄に來ることの出來ないとひふことに勢なるを免れないのである、且つ監獄でも造りまするとと、其附近の地方に追々人家が稠密になつて、將來監獄官吏が住家を求むるに非常に困難である、乃ち不廉の家賃を拂ハなければば、附込の地方に住むことが出來ないといふやうなことに爲るのでありまするから、どうしても監獄官吏の官舍といふものハ監獄建築と同時に、構造するといふことにしなければならぬのである、

監獄行刑の研究、並に刑法々理、人類學、社會學等の發達の結果ハ、今日歐洲諸國に於きまして、將に刑法の立法の上に一革命を來さうと致して居りまする機會に遭遇して居ります、此機會ハ今日我邦の刑法及び監獄制度の改正の場合に於きまして、最も深く研究を盡す所がなければばならぬと思ひます、革命の機會と申すのハ別でもございませぬ、御承知の通り、從來此刑法の目的物と致して居りました所のものハ、犯罪と申しまする一つの事實であつて、之を犯しまする所の人ハ、總て平等一樣に普通の能力、又理解力のある、一己の完全な人間と看做して居りまして、此完全の人間が苟も犯罪といふ事實がありましたときにハ、其犯罪の程度に因つて、平等に相當の刑罰を適用するといふ主義であつたのであります、即ち犯罪といふ事實が主眼であつて、犯罪人といふ人間ハ、客分に爲つて居たのであります、右語にも其罪を憎んで其人を憎まずと申してありまする如く、人間といふことに付いてハ、餘り重きを置かなかつたのでありまする、又彼のヂユスチース即ち司直の神の像が示して居りまするが如く、此像ハ右の手に劍を持ち、左の手に衡を持つて、眼に布巾を當てゝ、それで公平に訟を斷ずるといふ模樣を形容いたして居りまする、其布で眼を覆ふて居るといふのハ、人間を見るときにハ、愛憎偏頗の念が其間に生じまして、公平に事實を判斷することが出來ないといふことを恐れてゞありまする、即ち先づ犯罪といふ事實を主として、人間ハ誰でも問ハないといふことが分るのでありまする、現今の刑法なり、監獄制度なり、唯り我邦に於てのものゝみならず、歐洲各國に於ても總て大体此主義の基礎の上に成立いたして居るのでありまする、例へば監獄則で、罪名或ハ罪質に依つて、監房を區劃すべしといふやうなことがありまするが、即ち罪といふ事實に重きを置いて居るといふことが分りまする、然るに近代此刑法をば人類學、又ハ社會學的に研究を致しました結果、竟に從來の主義ハ全く其正鵠を誤つて居るといふことに爲つたので、今日でハ人間即ち犯罪をする所の人物をば、刑法の目的物として、犯罪といふ事實をば客分とするに至りまして、乃ち以前とハ主客全く其地位を轉ずることに爲りました、故に若し今日に於きまして、彼のヂユスチースの神像を造る者がありましたならば、先づ第一に其眼に注意をする、即ち鏡の如く大きく光つて居る所の、一雙の燗眼を着けるといふことに爲るでありませう、從て犯罪を裁判する所の役人も、彼の所謂四相五相を悟る所の明智の判官でなければばならぬといふことに爲る、又行刑の局に當るべき、即ち司獄官吏の如きも、其資格の大要件ハ、鋭い眼を具へて居る所の人で、能く囚人の個人的を詳悉し得る所の材能のある人でなければばならぬといふことに爲りまする、斯く刑法の主義が變遷するに至つたといふことハ、偶然でない話でござりまして、彼の醫術發達の沿革に付いて考へましても、當に斯くあるべきことゝ思ハれるのでありまする、昔醫學上第一の目的として居つた所のものハ、疾病といふ事柄であつて、病人といふ人の上にハ重きを置かなかつたのでありまする、胃病といへば之に罹る所の人ハ誰であつても、人といふことハ考へないで、胃病といふ病氣を癒するといふことを力めたのであつて、其病氣に適する所の藥劑ハ、萬人一劑で

あつて、誰にても之を施したのである、然るに今日でゐ是れと反對で、先づ重きを患者の上に置いて、病氣をいふことゐ第二にすることに爲りました、即ち病氣を癒すに方りましてゐ、先づ患者を精密に診察を致して、其既往を質し其体格を吟味し、遺傳なり、習慣なり、職業なり、總て其個人的の關係をゞ精密に調べるといふことが、名醫の職分といふことに爲つて來たのでありまする、之を要するに、刑法の主義ゐ從前ゐ犯罪をゞ犯罪人に由つて罰したといふことでありましたが、今日でゐ犯罪人をゞ犯罪に由つて罰するといふことに變遷して參つたのでありまする、之が則ち刑法に付いて、亦監獄制度の上に付いて、根本的革命を必要とする點でありまして、此眞現が發見せられ、又一般に是認せらるゝに至りましてより以來此犯罪といふことをゞ、個人的に付いて研究するの必要が益々起つて參りまして、其結果ゐ、犯罪人をゞ種々の點に付いて、細かに類別を施すといふことになつたのでありまする、犯罪人の類別法といふことに付いてゐ學者に因つて各々其說を異に致して居りまするが、兎に角段々に精密に爲つて參るのでありまする、從來ゐ犯罪人をゞ習慣犯とか、或ゐ偶發犯とか、簡單に區別を致して居つたことでありまするが、今日でゐ尠くとも之を五つの種類に類別するといふことに進んで參りました、それでどういふ風に類別を致して居るかといふことを、簡單に申しますれゞ、第一にゐ疾病的犯罪人といふものでありまする、是れゐ犯罪をするのゐ、一つの病氣である、矢張り精神病の種類でありまして、何にも他に事缺けることゐないにも拘ゐらず、唯人の物を見ると欲しがる、盜みたがるといふ、一つの病氣に因つて犯罪をするといふのが、則ち此種類に屬するものであつて、實驗上此種の犯罪といふものゐ、隨分澤山あるのでありまする、是れゐ恰も熱病に因つて譫語（うわごと）を言ふといふが如きもので、疾病の作用であるから、如何ともすることが出來ないものでありまする、第二にゐ遺傳的、若くゐ先天的犯罪といふものであつて、是れゐ人間が犯罪人として生れ來つたものであつて、此種の人間を解剖いたして見まするど、何處かに普通の人間と違つて身體、若くゐ神經の組織を見るのでありまする、其骨相の上に付いても、或特種の畸形を認めることが出來ること であります、即ち先天的に其性質が獰惡であり、惨忍であり、且又懶惰であつて、惡事と普通の職業の間に、殆ど分界のあるといふことを知らぬのでありまして、一般の良民が勞働者として、營々刻苦して居りまするが如くに、彼ゐ常に犯罪といふことに依つて生存するのをゞ、當然なることであるといふやうに信じて居るのであります、斯樣な種類の者に對しましてゐ、刑罰或ゐ監獄の拘禁といふやうなことゐ、殆ど一も其功を奏することが出來ないのであつて、彼が處刑を受くることゐ、恰も普通の勞働者が、雨天の爲めに業を休むといふ程に考へて居り、又監獄に拘禁せらるゝといふことゐ、繪師が一室に閉籠つて、色々の趣向を考へ、樣々の想像を夢に見て居るといふ程にしか考へて居らぬのであります、少しも刑に依つて苦痛を感ずるといふやうなことゐないのであります、

次に來るのゐ習慣的犯罪人といふ種類であります、是ゐ前の先天的犯罪人と、ちつと似て居るやうでゐありまするが、此種類の犯罪人ゐ解剖いたして見ました所で、身体の組織に於て別に異なつた所もなく、又骨相の上に付いても、特徵として格段に認むる點がないのでありまする、唯幼年の時から不潔、汚穢の社會に人と成り、教育も缺乏し、總義の觀念にも乏しく、常に惡習、汚俗の感化を受けた結果が、竟に犯罪の習慣に養成せしめらるゝに至つたといふ者が、則ち此種類の犯罪人でありまする、此の種類の者ゐ、重もに財產上の犯罪を爲すに止まりまして、彼の先天的犯罪者の如くに、性質が非常に獰惡、惨忍でないが故に、身体に對する非常に危險な慘酷の犯罪を犯すといふやうな者ゐ、割合に少いのでありまする、先天的犯罪人といふものゐ、之を感化するといふことが至つて困難である、寧ろ改良の望ゐ絶無であると申

矯正図書館

しても宜しいのがありまするが、此習慣的犯罪人ハ、其習慣の未だ甚しからざるに先だちて、早く之に相當の手當を施しましたときニハ、隨分改良して、正當の人間と爲すことが出來るのでありまする、即ち不良少年といつて居らるゝ間に於て、完全なる感化事業に依つて之を收養し、又免囚保護事業の力に依つて監獄を出ました後に、能く之を保護してやるといふやうなことに爲りましたならバ、大に此種類の犯罪人を減ずることが出來るのでありまする、此二つの種類の犯罪人ハ、他の犯罪人に較べまするト、割合に早年に犯罪學に成熟するものであつて、且つ最も再犯に至るの傾きの多い者でありまする、學者の說に、習慣犯者、即ち社會に最も危險なる犯罪人の多少を知らんと思ふのにハ、幼年犯罪者の統計を調べて見ますると、總ての犯罪人に對して、多きハ一割五六分、少きハ七八分であつて、平均して見まするト、一割内外でありまする、然るに退いて我邦の統計表を調べまするのに、幼年犯罪者の非常に多數であるといふこと、罪囚全体に對して、殆ど四割以上を占めて居るといふ實況でありまする、即ち我邦に於きましてハ社會に最も危險を加ふる所の、此習慣的犯罪者が非常に多數であるといふことが分るのでありまする、是等の點に付いて考へて見ましても、我邦に於きましていハ幼年囚の所遇といふことに最も注意を加へ、又感化事業といふやうなことに付いて、國家が大に力を盡さなければならぬといふことが分るのでありまする又再犯の多數であるといふことハ、各國到る處に其轍を同うして居つて、是等の防遏に付いてハ、一般に非常に苦んで居る所でありまするか、あちらでハ公けの統計表などを調べて見まするト、再犯の數が三割五分、若くハ四割といふことでありまするが、實際に於てハ、五割以上に上つて居る事實でありまする、倘ほ年を追ふて益々增加するに至るの傾きがあるのでありまする、我邦でハ再犯の數ハ六割以上に、實際上つて居りまするか、此數丈けでハ、歐洲諸國に對して格別多いやうでハありませぬが、併し我邦でハ、

まだ今日の刑法を實施せられてからの年數といふものも、比較的短いにも拘らず、今日既に六割にも達して居るといふことであれバ、實際再犯ハ歐洲に比して非常に多いといふことが分るのでありまする、再犯の多いといふのハ、則ち刑法又ハ監獄行刑の効力の非常に薄弱であるといふことを現ハすのであつて、今日までの經驗に因つて、將來を考へて見ましたならバ、再犯の數ハ一層の速力を以て、益々增加するに至るであらうと思われまする、

犯罪人は改良せざるか　（第二）

留岡幸助

又今日私の宅に北海道より來ました出獄人が一人居ります、此の人ハ英語も漢學も一と通ハ出來、文章も出來ます、此の者に私の宅より菓子の折を持せて、之に生菓子を一杯買つて來て呉れと、申して遣りました、僅か二丁程も往けバ菓子屋がありまする、所が十時頃に出て往き十二時過ぎても歸りて來ない、漸く晩方になつて歸つて來た、何うしたのであると申すに、近所に買ふ所がなく、所々搜して歩るき芝の公園地の向ふの方にて買ふて來たと申しました、其の菓子ハ生菓子と申して遣りましたのに、何時出來たる菓子であるか、堅くなつて、火にかけて炙らなければ食へないといふ、極く下等な菓子を買つて來ました、（拍手）何うでござりませう、其の人ハ三十五六の人である、漢學も英語も和文も出來、文字も立派に書ける未だ老人でない、血氣壯んな時代である、然るに東京市中にて菓子を買ふに一日を費して、炙らなければ食へない樣な生菓子を買つて來たとハ、誠に驚き入りたるとでござります（拍手）諸君ハ斯樣な人間を手離して以て、此の競爭の强い所の社會に押出して、一己獨立して社會に立つて往くとが出來ると思はるゝか決して出來ませぬ、故に出獄人ハ我々の同情を求め、我々の助けを求めねバならぬのでござります（拍手

喝采）法律の罪人となつて監獄へ這入つたとのない人にハ、迚も出獄人の汪遠なることを考へるとハ出來させぬ、併しながら如此事ハ出獄人に於てハ珍らしいとでハござりませぬ、（拍手）

そこで斯様なる出獄人を何うして助けるかといふとハ、大問題である、助け様に因つてハ必ず善良なる人間に復歸させることが出來る、さりとて私の考へにてハ、出獄人に金錢を持せると及善き衣服を着せることもいけぬ、美い物を與へることもいけぬ、多くの道具を與へ物品を與へるよりも、一番大切なることハ、之に一片の熱情を注ぎ、諸君の心を與へることでござります、前にも申す如く社會につきてハ智識のない出獄人である、故に諸君願くハ一片の同情より企圖する所の、此の出獄人保護事業の上に、同情を與へられむことを希望するのでござります（拍手喝采）

又出獄人ハ甚だ卑屈になつて居る、勿論十餘年間も監獄の中に在りて、貴様が……其の方が……といふ言葉の下に取扱はれたる習慣よりして、人の前に出れバ、もう此ちらがいやになるほど頭ばかり下にさげ丁度鶏の怪物の様になつてしまつて居るのです、然うして十年餘も監獄に居りましたものハ、社會に一人の朋友ハないのであります、又親兄弟親戚に見捨てられたるものであります、若し助けるものがなければ、止むを得ず惡漢の社會に入り、再び罪人となるのであります、彼れら惡漢の社會にてハ監獄へ入ることを非常の名譽とし、放免になつて彼れらの群に歸れバ、非常に歓迎する、丁度社會の人々が洋行して哲學者とか法律博士とかの稱號を得て、此の横濱或ハ東京へ歸りたるが如くに貴ばれるのであります、併ながら罪を犯し親兄弟の面目を汚し、朋友に見捨られたる出獄人が、社會に出て朋友の家を尋ねることも出來ぬ、親の家を訪ふことも出來させぬ、現に今神奈川監獄より十五六人の犯罪人が出獄するとハ出來るが、引受人のないより出獄することハ出來ない、是れらハ早く引取て保護を與へて遣りたく思ふのでござります、其の通出獄人ハ社會に同情を得ることが出來ないのでござります、

又斯様なる話があります、靜岡に居る私の朋友の敎師が、引受人のない一人の出獄人を引取りて世話をいたしましたが、俄かに餘り思ひがけなき親切なる取扱を受けたるため發狂しました、深夜大聲を放つて「ベヲボーメ誰れだ已れのやうなものに、美いものを食はせ、立派な着物を着せ、立派な坐敷に入れやかつてこんな事を爲やがつて、仕方がねゑぞ」と夜中騒ぎ出したといふとであります、是れハ俄に親切なる取扱を受けしため、餘り喜びが過ぎ、眞實嬉しくつてたまらず、其の極發狂したのである、是れ驚くべき事實でござります。

又私が聞いたとに依れバ、亞米利加に斯ういふ例があつた、其の事ハ或る年の「クリスマス」に牧師の話したる實話である、亞米利加に於て有名なる盗賊の一人が、法律の眼を潜りて、社會を荒らしました、或る時日暮に街を通行するに一軒の離れたる家の中に、二人の子供が居まして、ランプを覆し、衣服に火が移り、全身に火が廻はり炎々と燃へて居た、夫を消し止めて遣る人がない、そこで其の有名なる盗賊が夫を見て、怵惕惻隱の情に堪へず、急ぎ早く其處に往きまして、非常な危險を冒し、子供を救ひ出し生命を助けました、然うすると其の子供の親なる人が、大いに喜びまして、日本の金にして六千圓程の金を持ち來り、先日ハ實に有難うございました、是れハ誠に輕少でございますけれども、お禮に差上ますと申して金を出しました、其の時盗賊ハ「さうですか」と最と冷澹にしてろく〳〵禮も言はずに、其の場ハ其れですまして居つたが、其の盗賊ハ其の夜或る銀行へ忍び入り、一万圓の金を盗んで、前に貰つた六千圓の金をヴタ〳〵に引破りて、一万圓を紙に包み、前の子供の親の家に往き、自分ハ金を貰ふ爲めに、生命を抛つて子供を救ふたのでハない、故に金ハ要らぬと申して、一万圓の金を返しました、（彼の盗賊ハ多くの金を

盗み、あらゆる肉慾を恣にし金に不自由のないものである、)そふして彼の申しまするにハ我にハ此廣き世界に一人の親友なく、一片の同情を寄せて呉れるものがない、故に同情を求めるために自分の生命を捨てて子供を助けた、金を以てハ滿足ハ出來ないと、非常に怒つたと言ふことであります、犯罪人の狀態ハ凡そ斯の如きものであります、故に出獄人保護會に最も必要なるとハ、共同的或ハ個人的の保護を問はず、先づ第一に出獄人に心を與へることが必要である、素より金も必要に相違ない、併ながら何よりも先きに、心を與へると申すことが最も必要でござります(拍手喝采)

尙一つの例ハ私の家に居る出獄人でござりますが、私の朋友にて北海道の監獄に分監長を務めて居つたものが、或る信者の家に新禱會があつて往きました、監獄に居つた囚人にして今私の内に居る四五の出獄者も同じく此新禱會に往きました、耶蘇敎に於てハ神の前にハ貴賤の別ハない、皆神の前に兄弟姉妹であつて、上下の別ハないから、往きまして同席して、新禱を捧げ、感話抔をいたしましたが、私の家に食客して居る一人の出獄人ハ、何うしましたかといふに、誠に何か驚いた樣子、只坐敷の中をキヨロ〳〵見廻はして、如何にも立派に何かキラ〳〵と光り輝いて見ゑたと申すことでござります、戻りてから家内の者に話すを聞くに、基督敎ハ貴き敎でござります、此の事ばかりにても信じなければなりません、さうして以前分監長でありし人の名を指して、某樣と同席が出來る、此の樣に有難い敎ハないと申しました、其の如く同情ハ彼れに取りて、此上なき賜であります、そこで先つ出獄人保護ハ金よりも何よりも、諸君の同情である、同情を與へて保護すれバ、恐らくハ改悛せざるものハないと考へます、斯樣に考へまするれバ、犯罪人を改良し、出獄人を保護するとハ同情にあります、犯罪人を改良するに同情を與ふることハ、恰も病を治するに藥を用ゐると同じことでござります、同情ハ猶「キニイ子」の如し、「キニイ子」ハ熱病を癒やしまして、若し「キニイ子」が熱病を癒すことを疑ふ者あらバ、出獄人改良も又余程六ケしい業である、然し「キニイ子」が熱病に有効なる以上ハ出獄人改良ハ容易い、決して六ケしいとハないといふ信仰を持て居ます(拍手)

今晩茲に諸君の御來會を煩はしましたが、何れ橫濱に於て出獄人保護會が生れ出でるであろうと思ひます何うか諸君が同情を與へられて、恰も小兒が成長する如く此出獄人保護會を漸々盛大になして被下ることを願ひたい、若し諸君と共に社會の人々が此の事業に注目し、一般の人々が同情を表することになる時ハ此の精濱に適當の地を撰み、立派なる保護會を設立するに至ると信じます、若し萬斛の熱情を注ぎ同情を以て已れの精神を捧げる者一人あらバ、出獄人保護會ハ立派に成効します、況や諸君が同情を與へらるゝに於てハ洵に望みある事業でござります、(拍手喝采)

尙一つのとハ私の經驗に由れバ、出獄人ハ非常に疑を持て居る、所謂ひがみ根性のあるものである、私共の考への及ばぬほど、ひがみ根性を持て居る、一例を擧げますれバ、私が家に於て來客と談話して居るとき、紙入を疊の上に置きまして、何氣なく此の紙入を仕舞ましたのを、出獄人が見まして私が盜をしたものである故旦那が私を疑つて、かやうなとをなさると直ぐに考へた、彼れらハ社會の人をさういふ眼を以て見て居ます、甚だしき疑心を持て居る、猜疑の念ある人間ハ、得意の中に居る人より失意の精神を持て居る人にあります、夫故に出獄人を取扱ふに若し少しにても疑心を以てするならバ失敗します、大變彼れらの感情を損じます、少しも疑ハずに取扱ハなければなりません、出獄人の心ハ斯樣なものでござります、

私が以前非常に貧乏しました時、此時講(辯士已が時計をポッケットより取り出だし)質却いたさふと思

矯正図書館

ひまして、青山の街を持ち歩きました、折節何かの祭りにて、青山の市街ハ非常に混雑して居る時でありました、何れの時計屋も誰一人取合つて呉れない、七八軒の時計屋に持往きましたが一人も應ずるものがない、其故今尚ほこの時計ハ懐中にあります、時計屋ハ何と申して斷りましたかといふに、是れハ昔の時計で今日ハ流行しない品である、或ハ此所がいかぬの彼の所が悪い、或ハ何々であると、種々様々なる口實を設けて斷り、妙な目つきをして私を見る、私ハ其の時心に思ふに、自分ハ不正なるものでない、盗人でハない、時計屋等ハ何を疑つて買ハないのであるかとほと〳〵此時感じたるハ、出獄人が社會の人に嫌する時ハ如此の眼を以て見られる、此處に注意することハ犯罪人改良の上に大切なることである、時計屋へ自分ハ盗品を賣るのでハないと思ひし時ハ、私の胸ハ張裂けるやうな念ひが致しました、況して犯罪人出獄人ハ此れと同じ實歴のあるものであります、勿論強盗殺人窃盗の罪悪を犯す犯罪人の悪いとハ申すまでもないが不完全なる社會ハ、人をして罪悪を犯させるのである、そこで此の出獄人と取扱ふ者ハこれを忘れてハならぬと思ふ、

斯様なる考へを以て出獄人保護事業に當りますならバ、改良せざるとなしと私ハ確信する、或ハ書物に由つても實驗に照らしても、又不完全ながら私の見聞したるに於ても、改良するものである、犯罪人ハ人間であるから改悛することが出來る、一人の靈魂を救ふハ全世界を得るよりも貴いといふ原則に由り救ふことが出來る、成就することが出來る、希くハ諸君時間も金錢も必要であるが、先づ以て全身全力を注ぎ、同情を與へらるゝならバ、監獄改良出獄人保護事業ハ、決して失敗するといふことを、私ハ斷言して此の擴を退きたいと思ひます、（拍手大喝采）

雜　錄

●典獄協議會建議事項私評

一、**廳府縣典獄北海道集治監分監長の特別任用令を更に五ヶ年以上判任官以上にして獄務に從事し四級俸以上の現職に在るものに限ると改正せられたきこと**

私評　本項ハ予輩が宿昔の希望にして本誌既に數回此事に論及せしを以て茲に蛇足を添ふるの要なしと雖も本年八月勅令第二百五十三號内務省官制の改正に依て見るも監獄の理術ハ一科專門の科學に屬することを明かに言明せられたるものと云ふべし何となれバ同改正官制ハ内務事務官と云ひ專任監獄事務官と云ひ同じく内務省高等官にして殊更に之を別記せられたるハ即ち其監獄事務の專門に屬することを認められたるのみならず監獄事務官特別任用令に依るも五ヶ年以上獄務に從事し判任二級以上の俸給を受くる者より任用すと規定せられたるに依て見るも之を推知し得べきなり聞く歐洲文明國に在つても皆此制度を採用せりと予輩ハ以上の二勅令に依て監獄當局者ハ須らく實地の經驗家にあらざれバ能く其任務を盡す能はざることを世人に知らしむるに足るべしと信ずるのみならず曩きに發布せられたる監獄書記看守長特別任用の途を開かれたるが如き皆其當務者を實驗家に拔かんとの趣旨に出でざるハなく予輩が平素實見する所に依れバ學理と實驗とハ必ずしも常に相伴ふものにあらずして學者必ずしも良績を擧ぐる能はざるのみならず往々實務に疎なるが如き傾きありて失體を暴露するに至るの事實決して尠少なりと爲さず殷鑑遠からず從來の事實ハ充分之を證して猶餘りありとす故に政府ハ夙に此に鑑戒する所あり種々の特別任用令を發布し成るべく當局者を各其所屬の官吏より任用せんことを勉めたり今試に之を例證せんに監獄事務官ハ獄務に從事者よりし警部長ハ警部より大藏省所屬の司稅官補ハ稅務屬より會計檢査院の檢査官ハ檢査官補よりし降て監獄書記看守長ハ看守より警部ハ巡査より特別任用の規定あり一般の判任官尚且つ然るにかゝはらず五ヶ年以上雇員たりし者より特任することを得ると云

矯正図書館

ふが如し要するに以上の官吏の任用ハ學術より寧ろ實驗を貴ぶの政府の方針なることハ明に之を窺ひ知るべきものありと信ず然るに獨り普通典獄の特別任用令ハ汎く一般の判任官より特任すとの現行令ハ右の方針よりするも將た他の權衡上より見るも實に謂れなき事にして本項の改正を希望するや寔に故なしとせざるなり況んや這回の官制改正を以て明かに監獄事業を目して專門の科學と宣明せられたるに於てをや去れバ此際政府に於ても廳府縣典獄及分監長の特別任用令を本建議の如く改正せられんことこそ必要なりとす而して在職年數幷官等ハ現行上に等しきハ素より異議なき所にして本項協議原案に監獄書記看守長の職務に從事しとありしを單に獄務に從事しと改めたるハ一段の注意を須ゐたるが如し何となれバ本項單に書記看守長に限るとせんか監獄行政監督の下にある內務省監獄局員ハ遂に本令に漏るゝに至り是れ又狹隘に失し道理の正しきを得たるものにあらざればなり

二、典獄看守長の服制を正服と略服とに區別せられたきこと

私評　本項ハ元來未た實施期限（三十一年四月一日）に至らざる今日本建議を見るに至りしハ甚だ奇なるが如しと雖も本勅令即ち明治廿九年第三百六十六號ハ典獄看守長にハ施行期限前と雖も隨時着用を許したるを以て之を新謝着用せられたる實檢上の不便否必要に出でたるが如し而して其理由ハ監獄官吏の服裝ハ正裝禮裝（典獄に限る）常裝の區別ありと雖も其之を區分するハ肩章の付着飾緒の交換を以て其區分を設けあるより交換服のある者ハ格別、其之れなき者ハ居常着用し戒護事務に執掌しつゝありて大祝禮節等に丁り正裝ハ其服を用ゐざるべからざるより燦然たる金色ハ腿色又ハ汚損し外觀甚だ不体裁たるを免かれざるに至る加ふるに典獄看守長の服裝に用ゆる金モールハ甚だ高價なるものにして屢々之を改着するの難きあり況んや看守長以下に交換服を調製し置くの實際困難なるに於てをや云々と予輩を以て之を見れバ當初服制を制定せらるゝ當時に在つてハ正裝常裝に兼用することを得ハ却て費用其他の點に於て便宜なるへしとの旨趣にありしならん然れども事實ハ之が反對に以上の困難ありとせんか輕便なる略服の設定を要する又强ち無要なりとせんや然りと雖も只恐る該服制令發布日尙淺く未だ實施期に至らざる今日之れが追加改正を要するが如きハ當局の考慮を要する事項にして今日直に本勅令を改正するとせんか當初當局者の調査不充分なりしやの嫌あり當局又必ずしも其責なしとせず、要するに予輩ハ本項の建議に贊成するものなりと雖も若し止むなくんバ本勅令の製式に準據し金モールに換ふるに他の同色類似の絹絲或ハ毛絲を以て代用するも差支なしとの通牒位を以て姑らく改正の時期を待つこそ彼我の便宜なるべしと信ず當局者以て如何と爲す

三、女監取締授業手の服裝を一定せられ其費用を地方稅より支辨せしむべきこと

私評　本項ハ規律上何れも必要の事項にして就中女監取締ハ男性女性の區別こそあれ尙ほ看守に一定の服制を要すると同樣其服裝を一定するの必要あり殊に婦女の如きハ時流を逐ひ美服を欲するより從て在員婦女の如きも窃かに品評を試みんことを欲するものなれバ其服裝を一定し品質を統一すべきこと寧ろ男子に優るものあらん最も全國着袴位のことハ粗々一定せるか如しと雖も此際盡一の服制を訓令せられむことこそ正當なるべし而して授業手の制服論に就てハ或ハ之を一定するの必要なしと云ふ論者なきにあらずと雖も予輩を以て之を見れバ是れ又一層其急務を感ずるの卑見なり既に授業手ハ監獄吏員構成の一人として明かに分掌例に規定したる以上ハ看守押丁と同樣（職務上にこそ差異あれ）規律保持上に將に威權の上に一定の制服なかるべからざるハ素より論を待たざる所にして服裝の一定せざるハ種々の弊害あり彼の濶袖に袴を穿ち工場に出入し役因を授業するか如きハ隨分体裁の宜しきものにあらず加之ならず狹中種々の物品を入るゝハ取締上不都合なきを保すべからざるなり故に以上兩個の制服ハ是非之を一定するの要あらん而して其費用の地方稅支辨たるハ監獄費の地方稅支辨たるの今日素より止むを得さる所なりとす

四、警察禮式を警察官吏司獄官吏禮式と改稱し其司獄官吏のみに適用する條項を補足せられたきこと

私評　本項ハ當然改正を要する事項にして別に意見を述ふるの必要なきか如し然れとも只一言其必

矯正図書館

要を說かんか看守長以下に在つてハ既に業に警察禮式に依るとの訓令あるを以て姑らく善しとするも典獄の服裝を制定せられながら其禮式法の規定なきハ少くとも其準據すへき所を知らさるのみならす監獄ハ常に警察の規程に依るへしとの一片の略定ハ平素予輩の遺憾とする所にして善し同一式に出つるとするも警察と併行せしめられんこと彼是感情の上よりするも改正を要する事項なりと信す

五、監獄書記看守長の名稱ハ從來慣用の語にして從て官制上亦其職權を別記したりと雖も警察官吏を一般に警部と云ふか如く其職務の間に些少の差異こそあれ其性質職權に至つてハ決して差異なきを要す然るに稱呼の異なると職權を別異したるより彼是通用の上に支障あり現に反獄逃走等の場合に在つても監獄書記ハ嚮導の機宜に應する能ハさる等執務上の不便決して尠なきにあらす加之ならす看守長亦庶務計算の事を知らさるへからさるの必要なしとせさるハ勿論稱呼の異なるより看守以下亦監獄書記の命を奉するを快しとせさるか如き誤解を招くなき能ハさるを以て本項の建議を採用せられ其稱呼を同一にせられんことを望む而して其名稱の如きハ別に好む所にあらされハ從來慣用の看守長等の稱呼の下に一定を希望す

六、監獄醫を判任官とせられたきこと

私評　府縣監獄醫ハ集治監と權衡を得す普通の傭員同樣に看做せる地方なきにあらさるより職權狹く從て高給を以て之を迎ふる甚だ困難なるより本項の建議を見るに至れるものなるへくして理論上亦甚だ至當の事と云ふへし然れとも之を判任官としたれハ可なるやと云ふに是れ亦た監獄に良醫を得るに易しとせす何となれハ普通一般の醫ハ決して判任官を以て甘んすへきにあらさるを以てなり要するに俸給の厚薄ハ人物の良否及ひ其地位を上下するものなれハ監獄醫ハ強ち之を判任官と固定すへからさるなり故に予輩ハ寧ろ一歩を進めて奏任又ハ判任とせられたき意見なり

七、明治二十二年内務省訓令第一號（功勞者賞與）に看守押丁とあるを監獄吏員と改められたきこと

私評　本項ハ本訓令が看守押丁と限定せられたるハ甚だ狹隘に失するのみならす本建議の如く廣く監獄吏員と改むるも猶ほ遺漏なきを如何せん何となれハ若し之を監獄吏員と制限せんか一般人民にして本訓令の各項に該當する功勞者ありたるときハ如何に之を賞與すへきや他に依るへき規定なきが如し故に假令ハ普通人民にして在監人の逃走者を捕獲し又ハ捕獲を容易ならしめたる者及び監獄内の水火風震及流行病等に付其功勞著しき者等ハ遂に之を賞與する能ハさるに至るなきか一個の疑問なるが如し故に寧ろ予輩ハ監獄吏員又ハ一般人民にして云々と改正せられたきことにこそ

八、監獄則第三十二條第三項を左の如く改められたきこと

刑事被告人書籍を看んと請ふときハ稗史小說類を除くの外總て之を許す　但書削除

私評　本項の稗史小說類を除外例としたしといふハ大に理由の存することにして稗史小說類ハ多くハ卑猥風敎に關するより出でたるものなりと雖も總ての稗史小說類亦必ずしも然りと斷言すへからされハ今少しく文字を改め卑猥又ハ風敎に害あるものを除く外云々と改められてハ如何要するに現行の如く法文上何等の制限を置かすして總て之を許すと明示したるハ少しく穩かならさるが如し最も當時と雖も當局者に於て多少の制限を付しつゝありと雖も法文の上より之を見れハ殆んど無制限たり故に地方に依り之れが制限を附せさる向なしとハ未だ斷言すへからさるを以て明文に掲げられんこと寧ろ正當ならんか而して但書の削除ハ予輩又同感を表せんとす何となれハ刑事訴訟法第八十五條の第二項ハ書籍、書籍其他の書類にして外人との授受ハ明かに豫審判事又ハ檢事の檢閲を得へきことを規定したるを以て監獄則第三十二條第三項の但書ハ外人との授受即ち差入書籍を除きたるとの意味に解釋せさるへからすして果して差入を除きたる所謂購求書籍と解せんか當該裁判官の承認を經るに及ハさるへけれハなり既に典獄の認可し之が購求を許したる以上ハ之を看讀せしむるに何の不可かあらん故に別段本項但書の存置を要せんや是等ハ他日監獄則改正の參考とせられたきこととなりとす

九、傳染病外の病者と雖も出監の際引取人なく又ハ無資力にして出獄困難の事情あるものハ警察署若

矯正図書館

くゝ監獄所在地市町村役場へ引渡すべき規定を設けられたきこと

私評　本項の規定ゝ目下必要の事項なるべし彼の病者にして出監の際引取人なく又ゝ無資力にして出獄困難なる事情ある者假令ゝ入監の當時相當時服を着せしも該衣服ゝ賣物等の爲め引上げられ一領の服類だも之れなきもの〳〵類にして其儘出獄せしむること能ゝざるもの等に對する規定なきより病者ゝ別房に留置するの止むなきもの或ゝ素襖の儘放免せざるべからざるが如き法規上遺憾なしとせず然れども之を警察署又ゝ市町村役場に引渡とせんか費用其他の關係に於て容易に規定するを得ざるが如し要するに是等ゝ他日救貧事業に關する法令發布の期を待つの外なかるべしと信ず

十、四人の菜代を二錢以下とせられたきこと

私評　現行監獄則規定の菜代一錢以下とあるゝ目下諸物價騰貴の結果到底仕賄ふ能ゝざるゝ當局者の共に痛心苦慮する所にして本項の建議ある又決して故なしとせず論者あり本項の二錢以下とするゝ或ゝ多きに失するとの說ありと雖も予輩を以て之を見れゞ全國地方に依り物價の高低あるゝ到底免かれざる所にして一四一日二錢以下の菜代ゝ或ゝ餘裕を生ずる地方なきにあらざるべしと雖も又必ずしも二錢を以て多しとするに足らず東京神奈川兵庫及長崎等物價の廉ならざる地方少しとせず故に之を二錢以下とせゞ其最下額を制限するにあらざるを以て決して運用上差支なかるべしと信ず而して又或ゝ品類に就き數量を以て規定せゞ如何との論者なきにあらずと雖も之れ又言ふべく行ふべからざるの事實にして各種の蔬菜即ち芋類豆類、菜、大根、等の品類に依り各其分量を一定するか如きことゝゝ當局者の能くし能ふ所にあらざるを以て矢張本項建議の如く代價を以て其最多額のみを改正規定せられたきことなり

十一、警察留置場に屬する費用及在監人護送途中費ゝ凡て警察費を以て支辨することに改められたきこと

私評　現行法令に依れゞ警察署留置場に屬する費用の區分ゝ一時の留置場ゝ警察費、拘留狀費用又令狀（拘留狀）既發後の留置費ゝ監獄費と云ふが如き何れも道理あることなれども現行の如く監獄費の地方稅支辨たるの今日に在つてゝ殆んど此區分

あるゝ不便且錯雜にして何等の利益あらざるが如し護送費に在つても亦然り要するに法令の改正に依て今日の監獄費を警察費に移すこと易々たれゞ本項建議の如く改正せられんことを希望す

付言護送費に付てゝ近日護送規則の改正に依て本項の如く警察費の支辨にせらるゝやの由に聞き及べゞ別に規定の必要なしと信ず

獄事談叢

司獄官の責任

小河岳洋君茶話
中村蓑君筆記

監獄にてゝ典獄とか課長とか云ふ者の職務ゝ大底書類や表拔に押印のみを爲し若し照會や其他の調べものある時ゝ部下の者をして調査せしめ之が可否さへ決すれゞ足るものと成り居る樣なれども歐洲監獄の實況を視るに典獄ゝ躬ら百般の事務に該り金庫其他の鍵鑰等に至るまで悉皆保管して屬僚に托するとなく監獄内に於ける事柄ゝ細大となく詳知し居るを以て參觀人等が如何程細かなる質問をなすとも屬僚に臨時代理を命ずるが如き事なし況んや課長とか理事とか云ふ者ゝ自己が負擔する所の事務ゝ總て躬ら之を處理し其爲し能はざる處の幾分を課僚に補助せしむるとあるも總てを部下に一任し其出來上りたるものに押印のみを爲すが如き事なし是れ監獄の事務に從ふ者ゝ少數なるも百事秩然として整理しある又謂れなき事に非らざるなり我國にてゝ司獄官中典獄や課長ゝ幾日欠勤するも實際上差して不便を感せざるも課僚の書記や雇員等が欠勤する時ゝ忽ち差支を生じ事務に停滯を來たす如き狀況なれども歐洲の司獄官の組織ゝ之を物に例ふれゞ恰も時計の如し而して典獄ゝ其運轉の主働たる「センマイ」の如く理事又ゝ課長等ゝ之れに伴ふ車輪の如く他の課僚ゝ指針の如し夫れ故に若し其「センマイ」にして一度回轉を中止せんか車輪忽ち行動を止め指針亦從て向ふ所を失するに至る爰を以て典獄とか課長とか云ふ者ゝ眞に敏腕且熟練の者を要する譯けにて無暗夜鷹に其位置を交へ他より商買違の者を攫ぎ込まんとて實際出來ざる事なれども若し典獄や課長なる者の職分が部下の者に仕事をさせ押印のみを爲すを以て足れるものな

矯正図書館

りとせバ何時之を交迭し而して其補充者ハ權兵衛でも八兵衛でも差支なき譯なれバ屢々交迭せらるゝとて又是非もなき事にて強ち利屈も云へぬ事と思はる歐洲各國の司獄官の位置鞏固にして且其待遇の厚き事柄を聞く時ハ誠に浦山敷しき事に思へども實際夫れ丈けの眞價あるの結果に外ならざれバ若し其位置待遇等彼の如くならんとを欲せバ徒らに淵に臨みて魚を羨むとなく却て速かに網を結ぶの策を講ぜられ度きものなり

●在監人死亡比例

在監人に死亡數の多きハ實に痛歎に堪へざる事なり獨逸の有名なる統計家エンゲルと云ふ人も痛く之を憂へ且云へる樣監獄に於ての刑罰即ち自由刑と云ふものハ其名を異にしたる處の死刑であると又佛國の學者ハ之を評して燥きたるギロッチンなりと（此ギロッチンとハ佛國に於て死刑を執行するに用ゆる斷頭機械なり）言ハギロッチンを以て人を殺す時ハ血を洗すも監獄に於て執行する刑ハ血を洗さずして人を殺すものなり即ち燥きたるギロッチンであると云ふにあり蓋し自由刑なるものハ最も刑罰の進歩せしものにて立派なる開明國の專ら採用する所のものなるに拘らず之が執行方法の宜しからざるより斯かる酷評を受くるに至るこそ遺憾なれ

此頃獨逸近着の某雜誌に記する所を看るに同國在監人の死亡數ハ千人に對し二分即ち二十人迄に減少せりと雖も尙ほ之れに滿足せずと云へる樣之を社會に於ける事業中最も衛生に害ある最も危險多き彼炭礦夫の生命に比せバ在監人此倍數の死亡に該れるを以て之が救濟の方法を速かに講ぜざるべからずとあり知らず我國に於て執行する自由刑者ハ果して斯かる悲境に陷らしむる事なきか曾て調査したる處なりと云ふを聞くに我國在監人の死亡數ハ千人に對し七分以上即ち七十人以上なりと未だ其眞僞を知らずと雖も寧ろ之が調査の誤謬に出んとを望んで止まざるなり

●法の活用

在監人の刑期滿限に至り釋放する者重病若しくハ傳染病に罹り引渡すべき親屬故舊等なき者ハ何れの地方に於ても先づ之を警察署又ハ町村役場へ交付し而して又其官衙より更に相當の病院に轉送する事となり居れり病者ハ元來鎭靜に安臥せしめ治療を要するハ勿論なるに無悲慈にも斯く轉送する時ハ殊に極暑の候に於てハ爲めに重患に陷入らしめ死期を促がすの嫌あるのみならず傳染病者に在てハ害毒を他に傳播するの危險少なしとせず歐洲にてハ右等の場合ハ尙監獄內に留置し相當の治療を施し去る憂念なきを認めたる後相當の手續を爲す事なるが我國にハ夫々規則もあるとなれバ之を曲ぐる事ハ出來ざるも當局者に於て充分に注意を加へ之が發送する以前に於て發病後の經過の狀況より處力等に至る迄總て治療上參考となるべき書類を整理し且警察官等と豫め協議を遂げ置き當日に至り各所を擔ぎ廻る事なく直ちに相當の病院に送致する事ハ敢て出來ざる事に非ざるべく併しながら若し其者にして一度動搖せバ爲めに危險の虞ありと認めたる時ハ與獄たる者ハ斷乎として其規則に背くの責を負ひ一時監獄に留め置き治療を施し以て其罪を待つの決心ありたきものなり

●在監人の生活

世人動もすれバ云ふ我國囚徒の生活ハ下等人民の生活に比せバ頗る鄭重に過ぐ爰を以て慶嵐を知らざる無智の輩ハ以爲らく世上に於て衣食に苦しまんよりハ寧ろ監獄に在て之が供給を受くるの安きに如かずと我國罪囚の年毎に增加する種々の原因ある可きも要するに又之が囚たると多きに居らんと此言たる一理ある如しと雖も畢竟國家と人民と又國家が犯罪者を罰するとの權利と義務の何たるを知らざる言のみ若し夫れ監獄の監獄たる目的を達するの理由斯かる單純なる處に存せバ斯業の改良なる者ハ差して困難なるものに非らざるも今日の文明ハ決して去る亂暴なる理屈を容るゝを許さず左れバ今後斯業改良の順序として第一是等の論者若しあらバ先之を撲滅せざるべからず尤も此くの如き論者あるハ獨り我國のみに於て然るに非らず歐洲に於ても往時ハ皆斯かる議論を以て罪囚の刷滅策と誤解せしなり

先年瀉太利の議會に於て刑法改正案の審議ありし時或る議員等ハ論じて曰く囚徒の生活ハ須からく社會下等貧民の程度に依るべしと然るに當時學者議員たるミュルヘルトと云ふ人其說を駁して云へる樣若し監獄の生活を以て下等貧民の程度に依るを得バ即ち其議論が至當なりとせバ社會の貧民の中より凍餓に陷入りて死する者もあり疾病に罹るも治療を受くる能はずして死する者もあるに依り監獄に於ても矢張り囚人を凍餓に死せしめ又ハ疾病に罹るも治療せず

矯正図書館

死に陷ち入らしむるも差支なしと云ふか國家ハ決して斯かる權利を行ふを得ず否斯かる權利のあるべき筈なし去れバ下等貧民の生活の程度を以て監獄生活の標準に取るものに非らずと論じたるに復た之れに抗辨を試みたるものなかりしと

罪囚を遇する苟も奢侈に類するが如きハ固より許さゞる處なるも亦彼等の健康を害するも尙ほ可なりとするが如き權利ハ國家ハ決して有せざる所なり

●監獄作業の方針

監獄工業の官司又ハ請負の利害に就てハ何れの國にも議論のある處なるが獨逸にてハ先年官司業を可とし示來之れに向て歩を進めつゝありしに依り曩にハ百に對する官司業ハ僅々二十八にして請負業七十二の多數を占め居りしも現今に於てハ官司業四十八請負業五十二にして稍や其宇に達せり今後尙ほ請負業を縮少すると同時に官司業を擴張する見込なりと云へバ全部官司となるべき蓋し遠きに非らざるべし監獄工業の適否ハ行刑上又經濟上頗る重大の關係を有するものにして且之が存廢ハ一朝夕に斷行の出來得るものに非ざれバ我國に於ても土地の狀況等に依り悉く一定する能はざるべしと雖ども之が利害に就てハ今より研究を遂げ少くも其方針丈けハ定め置くの必要ありと思はる

●獨逸戒護者の割合

歐洲に於ける監獄の在監人員ハ各地方に依り多少異なれども少なきも四百人に下らず多きも六百人に上らず又吏員の配置ハ獨逸ベルシック等に於てハ看守長を一人とし上級看守（我國の看守部長に同し）五六人にて之を補佐する事と成れり看守の在監人に對する配置の割合ハ二十四に一名（上級看守も此内に含む）なれバ一監獄の看守ハ大底二十名乃至三十名にして總ての戒護と及び之れに關する事務を處理す尤も獄舍の構造ハ屢々述べし如く概ね石と鐵とを以て造られ且外圍にハ兵隊の警戒あるに依り夜警者ハ六名位にて十時間の勤務するを以て通例とす又看守ハ上等司獄官と同じく頗る老練にして囚人に對する紀律極めて嚴正なるに拘らず相互の間にハ常に懇々たる和氣と慈愛との存するあり恰も嚴父の頑兒に於けるが如し其妙味ハ實に言語に盡し難く又學問や理屈にてハ迚も出來ざる事にて眞に熟練の然らしむる所と歎賞の外なし

●分課標準に就き

監獄の分課標準ハ此度廢止せられたり蓋し之を不必要とせられたるにハ非らざるべきも何れの監獄も吏員の寡少なるに依り一名をして二課若しくハ三課を兼ねしむるの實況にて其名其實に適はず最初分課の標準を定めたる趣ハ即各課を分立し其權限を明かにし以て或る弊害を防遏せんとしたるに外ならざるに毫も其實擧らず切角の方法も書餅に屬したるに依るなり左れバ之を分離獨立するに足る人員さへあれバ成るべく存し置き度ものなり然るに或る地方にてハ人員の如何に拘らず此が訓令に接すると同時に各課を廢止したる哉に聞きつるが其意蓋し必要なきに因りたる歟將又廢止せざるべからざるものと思ひたる歟知るに由なしと雖ども兎に角分課を設くるハ頗る必要の事なり然れども若し其課長なる者が押印的器物の如くなれバ一課を置くハ一の冗員を設くる譯けにて若し三課を置くとせば即ち三名而かも高給者の冗員を置く事となれバ實際上堪へざる次第なれども課長なる者去る必得違なく自己の責任ある事務を躬ら處理し其及バざる幾分を課僚に補助せしむるの考へありせバ分課を設くるも爲めに減員するが如き事實を生せず其益利少なからざるも不幸にも其課長なる者が果して押印的器械ならんにハ之を廢止せバ即ち夫れ丈けの增員を受くると同一の結果に至るべければ速かに之を廢止せざるべからさるものと思ハる

●監房犯則と工場犯則多寡の原因

獨逸に於ける在監人犯則の種類の第一多きハ工業に關する事にして其割合十に對し七八分とし他の二三の一半ハ官吏に反抗するもの殘る一半ハ即ち種々の雜犯なりとす我國の犯則者ハ之れに反し監房中に於ける犯則即ち睡眠とか雜談とか若くハ寐たとか起きたとかの類多くして工業に關する事極めて少なし歐州にてハ囚人の工場に在る間ハ看守者と見張り子なればバ彼等をして儘かの犯則にても爲す時ハ決して看出さざるを得ざるものと爲しあるも監房内殊に雜居房なる時ハ到底人力を以て遺漏なく摘發するを得ず偶々或る部分の犯則者を發見し處罰する時ハ却て之が公平を失し怨恨を催かすの媒となるべければバ其犯則の甚しからざるものハ寧ろ罰せざるの利益あるに如かずとし且歐洲にてハ現今分房改築に着々歩を進めつゝあれバ其成効も遠きに非らず從て房内に於け

矯正図書館

る犯則の如きハ人力を強いて須ひずして自ら根を絶つに至るべしとするに在り在監人を所遇するに付て斯かる鎭事なりとも苟もせず又以て他を窺ひ知るに足るべし

犯罪人の体格

女子の犯罪と身体との關係ハ生理上の理由に因る事已に定論あり然れども男子も亦之が關係を有するものと思ハる此頃或る書籍を繙きしに英國倫敦府の生理學會に於て在監人三千人に就き調査したる結果なりと云ふものを看るに在監人の身材を普通人に比せバ平均四インチメートル（一英ハ我八分三厘余）高く又体量ハ四キログラム（一基ハ我二百六十六匁余り）重しとありたり我國の犯罪人に就てハ未だ是等調査の確的なるものを得ずと雖ども在監人の身体及重量の如きハ概して普通人に劣れるものと思ハる試に市中の湯場等を一見する時ハ二三十人の裸体者中にハ少くも其三分の一若しくハ其半ハ身材五尺三四寸以上にして且其重量も十四五貫以上のものあるべしと思ハるゝも監獄内に於ける浴室を窺ふ時ハ累々として肋骨を露ハし居るもの多く且其体量も十三貫以上あるもの少きか如し此れ職業の種類食量の佳否又入監する時ハ少なくも二十日内外ハ房内に座し少量の食を喰ひ且其間憂鬱煩悶精神的の快樂を滅殺するに由り自然衰弱するに至るハ免かれざる所なるべきも概して我國犯罪人ハ身体の少弱なる者多きか如し而て歐洲犯罪人の普通人より大なるハ畢竟歐洲の如く多く蒸溜や電機力に依り器械を利用する處に於てハ所謂大男總身に智恵が廻り兼ねると云ふ様なる人物ハ使ひ途なきに依り通常人の列に加ハり競爭場裡に驅馳するを得ず列外に放逐せらるゝに由るものか又我國ハ之れに反し百般の事業多くハ人力に依るを以て智恵と力と二つながらなきものハ詮方なきも少々位間抜けでも天保錢でも腕力さへあれバ使ひ道に乏しからずと云ふ如き事に關係あるにあらざる歟又彼國にてハ窃盜を爲すものハ必ず手が長しと云ふ我國にても昔より斯く云ふ事なるが此ハ手が長きか爲めに窃盜を爲すもの歟但しハ窃盜を爲す爲に手長く生るゝものなる歟兎に角犯罪と体格とハ必らず關係を有する樣なれバ當局者たるもの在監人に就て犯罪者の特性及職業生活の程度犯罪の種類及手段犯罪の原因及犯數又ハ年齢等を區分したるものに其身材及体量等を四五級位に分ち得ば出來得べくんバ此標準に傚ひ普通人と對照せバ之が關係の有無を知り併せて人類學上の好資料たるべきなり

事務の敏活と議事錄に就て

獨逸及ベルジックに於てハ典獄が每朝出勤せると先第一に看守長其席に就き前日來の執務の狀況を報告し尋て書記が出頭する時ハ典獄ハ看守長より受たる報告を逐べ了て諸般の事務上相談を要すべき事又ハ典獄の指揮を受くべき事柄等總て其場にて決定す故に執務中彼是往復談合する等に時間を徒費する事なし我國に於ても近頃食堂會議なるもの行ハれ居るに拘らず執務中彼我の間を往復し又談合するに依り一向其効なきもの丶如し殊に此會議に尤も必要なる議事錄を曾て設け置ざる所あり又之が設けあるも其記事不完全にして折角の良法も儀式的たるに過ぎざるものあり監獄の如く事務の頻繁なる又復雜なる所に於てハ充分此會議を利用し其繁累を省き又其日誌の如きも其時々の事柄を細大となく簡明に記載し置き其監獄の沿革誌たらしむるを要するなり

犯則者には精神的の苦痛を與へよ

獨逸にて犯則者を調査するの方法ハ看守に於て犯則者なりと認むる時ハ之を典獄室前の廊下迄引致し其旨を典獄に申報す典獄ハ直ちに其犯則者を面前に引見し其看守を（工業に係る犯則なる時ハ工業理事之れに立會す）立會ハしめ犯狀を尋問し即時に處罰を言渡すの例なり余其犯則者を看しに畏縮して痛苦を感するの狀外面に溢れ側らに看るも氣の毒の樣なりしが彼等ハ典獄や看守を毛頭も怨むが如き事なし蓋し被罰者の斯く畏縮して痛苦を感ずる所以のものハ敢て罰其者即ち減食や屛禁を恐れて然るに非らず彼國にてハ典獄以下の吏員と囚人とに於ける平素ハ頗る親密に懇情を通じ其間常に和氣の洋々たる恰も君臣父子兄弟の如く又師弟朋友の如くなれども一朝犯則等を爲す時ハ其平和懇親忽ち破壞するに至り復た容易に回復する能ハざるを以て彼囚人ハ深く之を憂苦するに在るなり之れ畢竟するに個人的所遇法善く行はるゝに因るべしと雖も又司獄官其人の老練と熱心とに因るに非ずんバ如斯なる能はざるべく抑も懲罰の懲罰たる効用我國に於ても斯くありたきものなり併しながら一監獄に多數を拘禁する雜居制に在てハ至難ハ勿論至難なれども兎に角之が局に該る者ハ出來得る限り個人的の待遇を實行せざるべからず若

矯正図書館

し夫れ在監人の多數や獄舍構造の不完全を理由として之が實行を躊躇する時ハ遂に其期なかる可し世間にハ四人を懲罰するに罰の種類が少ないとか又ハ經易に過ぐるとか云ふ論者もあるかハ知らねど此ハ肉体に强く苦痛さへ與ふれバ改心するものと考ふるに因るべく如何に惡漢の者と云へども固と之れ有情の動物なるに相違なければ單に肉体の痛みや苦しみの爲め改心するものにあらず否改心せざるのみなれバ未だしもなれども斯かる手段を用ゆる時ハ却て反抗の念を起し遂に自棄自暴たるに陷ち入らしむるものなり

●減食處罰の注意

監獄衛生を完全にし在監人の健康を保全するハ取りも直さず行刑の目的を達するの手段として頗る大切の事なるハ言を俟たず獨逸にてハ典獄が出勤する時ハ看守ハ自己が受持に係る四人に給する水を容れたる瓶と麵麭とを携へ來り典獄の檢閱を經る事となり居れり又彼の減食處分に就てハ國家が刑罰を執行するに斯かる健康を害するが如き危險なる罰を行ふの權利ありや否やに就き隨分議論の喧しき事なりしが未だ全廢するに至らざれども成る可く此罰に處せざる事としあれバ今日に在てハ一の威嚇的飾物に等しく偶々之を執行するありと雖も充分愼重なる注意を加へ隔日毎に執行し以て身体に害なきを力めつゝあり我國にてハ深く是等の點を顧みず容易に之を執行するに依り屢々減食に處せられたりと云ふ者を看るに顏色ハ悄悴し形容ハ枯れ恰も餓鬼界より只今到着せりと云はぬ計りの狀貌にて迚も人間界の者とハ受取り難きもの往々あり之が即ち懲罰の結果かと思へバ苟も涙ある者轉た感慨の情に堪へざるなり何んとなれバ處罰等の結果として遂に不起の者たらしめん歟少しく極端かハ知らねど忌憚なく云へバ司獄官ハ取りも直さず我儘勝手に死刑を執行するもの即ちエンゲル氏の所謂異名の死刑執行者たれバなり庶幾くハ當局者たる者徒らに法の爲に役せらるゝとなく善く法を應用し以て萬が一にも異名の死刑執行者となる事なからんことを

●自己の職責を守り一般事務に通曉せよ

歐洲に於ける司獄官ハ自己が責任に屬する事務に就てハ最も嚴正に權限を確守し彼我相侵し相侵さゞるも其司獄官たる資格に就ての職分即ち

監獄全体の事にハ又善く通曉す其平素執る所の事務ハ會計にもせよ工業にもせよ時々監房を巡回し囚徒の性行及び取扱方法より戒護の如何に至る迄知悉し居るに依り何時他の分課を命ぜらるゝとあるも毫も差支なきのみならず日々の司獄官會議に臨み賞罰其他に就て下だす處の斷案ハ善く其肯綮に該り一も失當なるとなし宜べなり彼國の此會議に重きを置くの故あるを知る我國の司獄官なるものハ或る一部の分任を受くる時ハ他の事務にハ一向無頓着にして又敢て之が責任なきものゝ如く思ひ居るより互ひに職責を相侵し相侵さるゝ事あるも又悟としして顧みる所なく平氣に澄ませ居るに拘はらず却て職權外即ち自己が資格以外の事に無暗矢鱈に喙を容れ口角泡を飛ばして爭ひ騷ぎ肝腎の事務を澁滯せしむる事あるが如し是等ハ改むるに敢て六ヶ敷事に非らざれバ速に反省する所なかる可らず

●監獄改良の要は個人的處遇に在り

近年監獄改良との呼び聲頻りに高く而して其手段方法たる千差万別人をして容易に之れに答ふるを得ざらしむると雖ども其歸着する所を一言以て之れを掩へバ即個人的所遇を完全に執行するに在るのみ此個人的執行に就ても種々の取扱方法あれども兎に角司獄官たるの職に在る者ハ擧て在監人を個人的に詳察熟知する事誠に肝要なり今日個人的所遇抔と云ふ事を持ち出す時ハ我司獄官等ハ異口同音に云はん外國ハ兎もあれ我國の如きハ多數の在監人を一所に拘禁しあると又獄舍の構造が不完全なれバ此ハ云ふべくして行ふべからずと成程在監人の多きや獄舍の不完全ハ之が執行上困難にハ相違なし然れども監獄改良の目的已に爰にありとせバ假令在監人多く又獄舍構造不完全なりとも出來得る限りハ着々之に歩を進めずバ叶はざる筈なるに我國の實況に依れバ司獄官ハ典獄看守長等の二三者の外監房等を巡回するものなきが如し甚だしきに至てハ其人すら極めて疎にして毎日多くの時間ハ押印と小言に日を暮らし漸く一周間に一回か二回を儀式的に巡回するに過ぎざるものもあるやに聞く（誤聞かハ知らねど）又個人的所遇上片時も缺くを得ざる彼の身分帳の如きも利用するを知らず隨て其整理不完全にして常に之を厄介物視する者亦少なしとせず今日獄舍改築の必要なる勿論にして我國にても早晩之が實行を視るに至るべきハ信

矯正図書館

ヒて疑ハざる所なれども之れが費用ハ國庫と地方稅とを問はず現今の財政又俄かに之を實行する義ハ出來難し然るに若し手を束て其期を待つものあらんか誠に沙法の限りなれども眞さかに去る氣の長き司獄官のあるべきなきを信ずるなり兎に角今日の如く或る者の外ハ朝から晩まで字を書き判を押しさへすれバ其職務足れりと思ひ居る樣にてハ其分房監が出來たる曉にハ俄かに目の前に露はれ出でたる譯にて差向き應用上に困るべければ其準備又ハ練習と思ひ今より司獄官の稱ある者ハ擧て囚人を個人的に觀察する實行に着手せられ度ものなり尤も多數の囚人が大底雜居なれバ迚も完全の事ハ六ヶ敷も典獄以下十人の司獄官ありとせバ平均十名つゝとするも百人位ハ個人的に觀察が出來る事にて其効ハ著大なるものと思ハる

●在監人統御の秘訣落書の保存

在監人を統御する秘訣とも云ふべき事ハ總て彼等の事情を洞察し常に彼等に先つるに在り果して然らバ平素彼等に於ける一動一作に善く着眼し其心底に潜む所と外形に顯ハるゝ處とを看破し置き彼等を進退指揮するに該てハ一々其急所を衝かざるべからず其方法たる所謂臨機應變なれバ一々擧ぐる事ハ出來ざるも彼等が善く好んて爲す所の彼の落書の如きも亦之が一材料なるべし其ハ概ね彼等の心底に潜む所の意思を發表するものなれバなり歐洲にてハ分房制にハ大底インキの類を與へあるも雜居房にハ之を與へず我國にてハ絶對に墨針の類ハ與ふるを禁しあれども着衣の染料抔を絞り小捻り等を筆に換へ往々落書を爲すものあり余輩きに外國に於ける落書の種類を調査せしに或ハ詩に賦し歌に詠する等種々なれども其主旨を大別せバ英國の監獄にハ食慾に關する事多く佛國ハ淫猥の情慾に關するもの多數を占め又澳や露ハ大底悲壯豪放に類する事例へバ監獄抔ハ毫も怖るゝに足らず眞の神聖ハ却て獄内の如き所に存す又天の父ハ我等を善く庇護するを以て敢て怖るに足らずとか若しくハ此世にてハ思ふ儘惡事を爲し盡くしたれバ此上ハ來世へ行き又惡事を爲すも亦一興ならんとか云ふ如き類なり濠國の人氣ハ慨して豪放なれども露國の如きハ例の虛無黨なるもの陰然政府に反抗するより其影響自然他に及ぼす等より一層悲愴憤慨の語多きが如し又獨逸ハ監房の燦化の色合や又其數量若くハ房内を回歩したる數ハ三千三百五十回を

なしたりなどと云ふ如き事なり又佛國に今尙ほ保存しある彼革命時代の牢屋や獨逸國前の宰相ビスマルク公が曾て學校に在りし時入牢したる獄舍抔を看しに皆慷慨悲憤の意を洩らしたる落書なりし事恰も我國維新前後に在て國事の爲めに捕はれて入獄したる者が試詠したる詩歌等と誠に彷彿たり是等ハ蓋し國所時代及人情風俗等に依り各異なりと雖も要するに彼等の云ひ難く爲し難く又官吏に對し求め難き事柄を書するに非らざるハなし歐人ハ在監人の落書を以て其國の人情風俗を知るに足ると云ふと雖も余ハ謂らく在監人の落書ハ監獄の程度と及其取扱方法の良否如何を知るに足るものと何んとなれバ英國又ハ獨逸の如き其改良稍々完全に屬したる處の落書ハ食慾の如く又回歩の數燦化の色合の如き極めて無味無邪氣なる言を云ひ不紀律にして內外に情慾を引誘するに足る佛國の如きハ又之れに關する事を云ひ澳や露の如く又往時の牢屋の如き取扱上其宜しきを得ざる所に於てハ皆反抗の言を含みたる暴言壯語ならざるハなし我國に於てハ未だ是等の調査なきに依り其意思果して多く那邊に在るやを知るを得ざるこそ遺憾なれされバ將來之を認めたる時ハ抹殺する以前に於て其全文若くハ要領人名年月日等を薄冊の類に拔萃し置き度ものなり前述べし如く獨佛にてハ往時名あるものを繫留せし牢屋さへ鄭重に保存しあれバ其落書を蒐集し置く位の事ハ又敢て至難の事に非らざるべし之れ直接其者の意思を察知するの利益のみならず他日自然的好沿革誌たるべきものなれバなり

●規律の運用

近年監獄部内に紀律なる語類りに行はるゝ樣なれども此紀律なるものハ獨り監獄部内のみに限らず之を大きく云へバ天地間の萬物皆紀律に依り運行せざるハなし殊に人間界に於てハ大ハ國交際より小ハ個人の交際一家親屬兄弟の間に至る迄皆之れ片時もなかるべからざる事なり若し此紀律にし人間界に歛乏せんか孔子の所謂君臣父子長幼の序ハ忽ち紊れん天界にして一度紀律を失せんか河海山岳に於ける總ての動植物を始め萬物皆敗類枯死すべし抑も紀律なるものゝ大切なる事又知るべし畢竟彼れ在監人となるものハ皆此紀律の幾分を破り其範圍外に超躍したるものならざるハなし色にもせよ酒にもせよ又ハ財產其他の慾望若しくハ喜怒哀樂の情に至る迄各々分に應する範圍内に於て之を行ふハ寧ろ人間に歛くべから

監獄雑誌　第8巻 第8号
矯正図書館

ざる慾望なれども此範圍を超へると超へざるとの間殆んど髪を容れざる程の分界あるのみにて頗る險呑の街道なり在監人となるものハ皆足を此街道より蹈み外つすの僻あるものなり故に我々司獄の職にあるものが在監人を感化とか懲悉とかせんと欲さバ須らく先彼等を紀律的即ち或る範圍内に堪へるの習慣を養成せざるべからず否らざれバ幾度監獄に拘禁するも隨て放免すれバ隨て入監せん尤も斯かる惡僻ある者を矯正するにハ迚も一筋繩の手段にてハ六ヶ敷事なれバ造次顚沛の間一動一作假令ハ の垢程の鎖事なりとも一定の規則を設け以て之れに好習慣を附する事誠に肝要なり殊に之れが摸範たり師傅たる司獄官たるものハ一家の整理より同僚間の交際上官に對する秩序職務の勤勉ハ勿論着服姿勢動作言語に至る迄皆悉く紀律的に適はしめ其實踐を彼等に示す事ハ誠に大切の事なり俗に云ふ人を使ふにハ使はるゝものより骨が折れるとハ蓋し是等の言ひなり何となれバ酒を煖めるにハ其酒に優れる湯を要する譯なれバなり況してや一層曲れる所の頑兒の者を矯正する司獄官なれバ尚幾層も彼れに優れる所の熱湯ならざるべからず畢竟獨逸抔の監獄の速かに進歩したるハ國人擧げて熱心に之が改良に從事したる結果に外ならずと雖ども彼國ハ元來全般に紀律なるもの善く行ハれつゝありし爲め大に斯業改良の成効を速めたるに相違なし尤も紀律なる語ハ一寸耳新らしく字句簡單なれバ兎角誤解し易く其誤解の結果ハ往々冷淡酷薄若くハ無情等に變化する虞れあれども獨逸の如きハ此紀律中に含有する骨髓とも云ふべき親睦及慈愛公平秩序及權利義務の如きものを巧みに應用して其間毫も誤るとなし故に執務等に就てハ頗る嚴格にして相互の間ハ勿論上官の命なりと雖ども苟も紀律外に渉る事に就てハ決して服從せず毫も假借する所なく諫爭して一歩も讓らずと雖ども各自宅に歸る時ハ同僚間ハ勿論其家族に至る迄少しも隔意なく相戯れ相遊ぶ等其親睦の狀實に親子兄弟も啻ならざる事にて誠に好ましく思ひしなり彼國にてハ看守に至る迄皆一棟の官舍に軒を並べ斯く親睦し居るにも拘らず彼の貸借の如きハ金錢ハ勿論物品等に至る迄嚴禁する所にして若し之を犯す者ある時ハ直ちに免職の處分を受くるなり蓋し貸借なるものハ一時ハ相互の厚意を通じ至極便利の樣なれども他日平和を破るの因となる事世間一般の事例に照らし明かなるに依る我國にてハ官舍若しくハ之に類する所に接近して居住する時ハ同僚間の交際より却て家族達の交際が面倒にて動もすれバ先其家族共の間に圓滑を缺き相互脾睨して其間常に風波を生じ漸次增長して合縱連衡の策抔を講じ各自黨を引き是非を井戸端會議に提出し甲論乙駁而して勝敗の決するなき時ハ之を主夫に訴ふるより其葛藤ハ轉じて同僚間の不和となり官務の爭と化し其極各々の轉免沙汰となるの例世間又少なしとせず之れ畢竟相互の間紀律なるもの存せざるに因るならん併し他役人の斯くの如くなるハ是非もなけれど若し司獄官中去る事ありとせバ彼不紀律なる在監人の摸範たり又師傅たるの職責を奈何せん乎

訪問寸話　金洲

對府會談　手に珠算を放さん人民が何故か多くハ理事者任せにする、大概の豫算ハ原案通過を妨げん、如斯ハ恐らくハ其例が少なかろう、余も一應ハ不審を持つた、併し能く考へて見ると矢張り十露盤から割出してある、如何となれバ一府の頭數から出す金を惜んで理事者と押問答を爲し暇潰しをせんより寧ろ議場ハ大概に押片付大切な自家の錢勘定をするが得策と云ふことに歸着するさ（大得意）

看守生計談　親と妻子一家五六口、米と家賃に凡そ八圓を要すとすれバ、夜食料が小遣と烟草代を助ける、故に此夜食、夜食料の爭ひハ中々すごひ一つ順番を變ると看守長に迫ると云狀態さ（歎息）

晝夜分勤法　最初ハ苦情も聞いた、併し其苦情ハ身体に習慣の就かん内の事で、慣れて見れバ良法に違ひない、今一晝夜打通し小時間の休息をして二十四時間勤續するハ却て大儀と云傾向になつた故に此際改正するの要ハないと考へて居る（泰山の如し）

典獄待遇談　余も高等官に進められたハ全く僥倖で有難ひ、併し喉元過ぐれバ熱さを忘るゝと云ふ話であるが、知らるゝ通り是迄ハ官舍に居た、家賃と云ことを知らなんだ、然るに新任所ハ官宅がない月八圓の借家に入つた、增俸の十圓から八圓を引くと二圓、此二圓が取りも直さず高等官としての增俸さ（大笑）

看守增俸談　本年度の平均額が九圓七十五錢で他に比すれバ先づ少ない方でハあるまいと思ふ、其

監獄雑誌　第8巻　第8号
矯正図書館

上增俸令に基き十圓七十五錢平均として此節臨時會に附することになつた、議會の大勢恐らくは通過するならん、果して此際一圓を增さば又來年度には十一圓七十五錢平均として豫算を組む方針である（得意）

出獄人保護

●三池保護會記事（承前）

○本會創立

明治三十年一月三十一日勅令第七號を以て減刑令發布の當日なり

○本會の位置

福岡縣三池郡駛馬村大字西米生字一丁玉千三百番地

○本會の建造物

敷地及建造物　三井家の所有にして初め該建造物は三井炭礦坑夫納屋に充てんが爲め建築せられしものなり而して其建築費額は寄宿納屋物置五千八百五十圓本會事務所として更に建築せしもの百四圓七十九錢七厘を要せり

總坪數　四百四十二坪七合五夕

內譯

事務所一棟　十一坪二合五夕

寄宿納屋六棟　四百七坪半

但此の六棟を六十五室に區劃し一室五坪乃至七坪半とす

物置一棟　八坪

廁七棟　十六坪

井戸三ヶ所　……

○被保護者人員

創立の當日に引受けしものは恩典に浴したる出獄者三百七十二名にして即ち三池集治監より男三百十八名熊本監獄署三池出張所より男五十四名なりとす（同出張所は採炭に從事せしむる目的を以て設置せるもの）斯の如く一時に多數の出監者を收容せし所以のものは勅令御發布の當日監視執行地なく又引受人なきより無上の天恩に浴し不得止別房に留置せらるべき不幸のもの總てを引受けたるに由れり

○被保護者の職業

本會の目的は正當の職業を紹介するを以て保護の主眼とするにより特種の技能を有するものは各其技能に應して就業せしめ其他のものは採炭業に從事せしむ而して特種の職業に從事せしものは大工左官鍛冶靴工等の類なりとす

○被保護者の賃錢

賃錢の收入は毎月二期（一日より十五日迄十六日より末日迄）に別ちて之を精算することゝせり本會開設以來四月に至るまで三ヶ月間各期の收入高を揭ぐれば左の如し

二月一期間

一金六百五十四圓八十二錢七厘　十三日間採炭賃（休業二日）

此就業人員二百七十九名延日數七百四十二日

平均

一人就業日數　二日七分

一人に付　二圓三十四錢七厘

一人一日に付　八十八錢三厘

延日數に對し一日一人に付　十八錢一厘

一金三十七圓四十九錢二厘

十五日間採炭外賃錢（彫刻裁縫理髮靴職賄夫等）

此就業人員十四名延日數二百〇四日

平均

一人就業日數　十四日五分

一人に付　二圓六十七錢八厘

一人一日に付　十八錢四厘

延日數に對し一日一人　十七錢九厘

計六百九十二圓三十一錢八厘

就業人員二百九十三名延日數九百四十六日

二月二期間

一金六百三十二圓三十九錢　十三日間採炭賃

此就業人員二百二名延日數六百三十七日

平均

一人就業日數　三日一分

一人に付　三圓十三錢一厘

一人一日に付　九十九錢三厘

延日數に對し一日一人　二十四錢一厘

一金三十二圓三十錢四厘　十三日間採炭外賃錢

此就業人員十四名延日數百七十八日

平均

一人就業日數　十二日七分

一人に付　二圓三十錢七厘

一人一日に付　十八錢一厘

延日數に對し一日一人　十七錢七厘

計六百六十四圓六十九錢四厘

就業人員二百十六名延日數八百十五日

合計千三百五十七圓〇一錢二厘

就業人員五百〇九名延日數千七百六十一日

三月一期間

一金六百十圓二十五錢七厘　十五日間採炭賃

此就業人員百七十四名延日數千三百二十八日

平均

一人就業日數　七日六分

一人に付　三圓五十錢七厘

一人一日に付　四十六錢

延日數に對し一日一人に付　二十三錢四厘

一金三十七圓九十三錢六厘　十五日間採炭外賃錢

此就業人員十人延日數百四十日九分

平均

一人就業日數　十四日

一人に付　三圓七十九錢四厘

一人一日に付　二十六錢九厘

延日數に對し一日一人に付　二十五錢三厘

計六百四十八圓十九錢三厘

就業人員百八十四名延日數千四百六十八日九

分三月二期間
一金六百四十九圓四十五錢二厘　十六日間採炭ヲ」
此就業人員百六十五名延日數千四百十三日
平均
一人就業日數　八日五分
一人に付　三圓九十三錢六厘
一人一日に付　四十六錢
延日數ニ對シ一日一人ニ付　二十四錢六厘
一金三十八圓六十三錢二厘　十六日間採炭外賃錢
此就業人員十一人延日數百四十三日八分
平均
一人就業日數　十三日
一人に付　三圓五十一錢二厘
一人一日ニ付　二十六錢九厘
延日數に對し一日一人ニ付　二十二錢
計六百八十八圓〇八錢四厘
就業人員七十百六名延日數千五百五十六日八分
合計千三百三十六圓二十七錢七厘
就業人員三百六十名延日數三千〇二十五日七分
四月一期間
一金七百九圓五十四錢二厘　十五日間採炭賃
此就業人員百六十三人延日數千六百七十一日
平均
一人就業日數　十日二分
一人に付　四圓三十五錢三厘

一人一日に付　四十二錢五厘
延日數に對し一日一人に付　二十九錢
一金三十五圓四十二錢　十五日間採炭外賃錢
此就業人員　延日數百四十日
平均
一人就業日數　十四日
一人に付　三圓五十四錢二厘
一人一日ニ付　二十五錢三厘
延日數に對し一日一人ニ付　二十三錢六厘
計七百四十四圓九十六錢二厘
就業人員百七十三人延日數千八百十一日
四月二期間
一金七百十七圓七十一錢九厘　十五日間採炭賃
此就業人員百五十五人延日數千五百十二日
平均
一人就業日數　九日八分
一人に付　四圓六十三錢
一人一日に付　四十七錢五厘
延日數に對し一日一人に付　三十錢九厘
一金三十三圓十六錢　十五日間採炭外賃錢
此就業人員九人延日數百三十一日
平均
一人就業日數　十四日六分
一人ニ付　三圓六十八錢四厘
一人一日ニ付　二十五錢三厘

延日數ニ對シ一日一人ニ付　二十四錢六厘
計七百五十圓八十七錢九厘
就業人員六十四名延日數千六百四十三日
合計千四百九十五圓八十四錢一厘
就業人員三百三十七名延日數三千四百五十四日
以上列記したる　比例に依れば就業人員に於て三月は二月より減ずること百四十名四月は　三月より減ずること三十二名なり斯の如く毎月人員の減少を來したる所以は一月三十一日限り減刑放免の當日引受人又は住居地の有無すら判然せざりしより一時之が收容せしも入會後各自引受人及監視執行地を定め續々轉居を爲し或は歸住せしより此に至りしものに外ならず而して就業延日數を見れば四月は三月より增加すること四百三十九日三月は二月より增加すると實に千二百五十四日なりとす今之を人員の上に對照すれば最も奇怪なる結果を生ずべし何となれば人員の減少するにも拘らず就業延日數は增加し逆　比例の觀を呈すればなり然れども能く其眞相を穿ち來れば決して無理ならざるの理由あり抑も當初本會に於て引受くるもの丶中八九は少なくも九年以上圖圄の中に呻吟せしものにして思ひ夢幻にだも至らざる減刑令の發布に遭遇し出監したるにより彼等の歡喜擧りなく或は故鄉舊國に親戚知己を訪問し或は父母妻子の來訪するを待ち殆んど職業を顧るの遑なく亦本會に於ても創始の際にて牽制上周到を缺きたる廉なしとせず是れ即ち逆　比例を呈したる因由なり而して又貸錢上に於ても四月は三月より增加すると百五十九圓餘三月は二月より減ずると二十一圓餘とす元來採炭業は身体の强弱技能の熟否切羽の眞墨等に依り貸錢に多寡あるは勿論なれども概して体力强壯其技に長し加ふるに善眞なる切羽に際會したる場合は出炭多量なる爲め一日五十錢至乃一圓内外の貸錢を得又之に反して採炭未熟切羽不眞の部分に遭遇せし時は出炭甚だ少く從て得る處の貸錢僅に二十錢内外に過ぎざるものゝ如し然りと雖ども前揭の如く比較的三月は二月より四　月は三月より各遞次に多少の增　加を來したるは亦以て漸々業務　發達の一端を窺ふに足らん乎

〇被保護者の貯蓄金

出獄の際官署に領置せられし下　附金及び入會後收　得せし貸錢は之を三井銀行に貯蓄せしめ年　六朱の利　息を附することゝなせり而して其預入れは各本　人の名前を用ひしめ受拂は必　要の費途たるを認めたる上にあらざれば容　易く許可せず以て浪　費を預防せり又貸錢貯蓄の方法は食費其他　日常缺く可らざる費用の外　悉く貯蓄せしむるは勿論其收　得金に對する十五分の二（十五圓の收　得あれば二圓の割なり）は扣除して必ず貯蓄せしむ

一金一万二千五百七十七圓七十九錢七厘
被保護者三百七十二名の領置金引受高

内譯

金一万二千二百五十二圓三十二錢七厘　三池集治監より引受高
金三百二十五圓四十七錢　熊本鎭監獄三池出張所より引受高
一金三千七百八十二圓〇二錢四厘　前項引受金より支出高
一金八千七百九十五圓七十七錢三厘
前項引受金より支出せし殘額二月末日現在高

右額に一ヶ月間を以て新の如く領置金の支出を爲せしは父母妻子兄弟等より生計困難の故を以て送金を促し來りしそれが爲め扶助料として贈　與し又は出獄の際職業に要する器　具或は被服を購求し或

仕退舍者多數ありし等に由れり

○被保護者に關する經費精算

本會創設より四月末日に至る被保護者諸種の費用を擧ぐれば左の如し

二　月

一金八百七十六圓四十錢六厘

（一月三十一日より二月末日まで食費雜品代）

二万二千五百二十三度分一日平均二百六十五人餘

此延人員七千五百八人一月（二十八日三分三厘）平均三圓三十錢六厘弱

一金十七圓五十錢　　項前食費雜品代不足

三井家の寄附により補充す

三　月

一金六百四十六圓十五錢五厘　三月中食費雜品代

一万六千五百五十四度分一日平均百七十八人餘

此延人員五千五百十八人餘一ヶ月（時一日）三圓六十一錢七厘

一金十一圓六十五錢　　前項食費雜品代不足

三井家の寄附により補充す

四　月

一金三百五十七圓三十八錢八厘　四月中白米薪炭代

此人員百八十二名延人員五千四百六十人

「一ヶ月（三十日）平均一圓九十六錢三厘」

被保護者の活計上に於ける食品器具其他諸般の需用は各自隨意に之を調理せしめ齊家の習慣を養成する方針なりと雖ども何れも多年社會との交通を杜絶し世情に蒙晦なるが以て奸譎なる商估の弄に陷り不測の損害を被らんことを慮り當分の中本會は彼等に食費及日用の雜品を混交し一食金三錢九厘以内を以て供給することゝ爲し二三の兩月間之を實行せしに兩月共に前記の如く不足額を生したりと雖ども此の不足額は屋毛と雖ども徴收することなきやうのみならず出獄の際又は入會後に於ても金錢の貯へなきものは總て三井家の寄附により之を補充救助することゝ爲したり

以上述ぶるが如く三ヶ月間は本會に於て炊事其他一切擔任せしと雖ども日時を經るに從ひ諸事着々整備を告げ且つ漸々世事に通曉し來りたるを以て四月一日よりは全く自炊せしむることゝせり然れども白米薪炭は來て三井炭礦に於て其付屬坑夫の爲め市價より幾分低廉に賣渡さしむる實物店の設置あるを以て本會は之れと特約を結び被保護者需用の白米薪炭をも坑夫に準し同店より購求せしむることゝなせり然して其他の日用品即ち副食物消耗品等は各本人をして自由に用辨せしむる故に一ヶ月間に於ける費消高を精算すること能はざるなり

○本會に屬する經費精算

本會開設以來の費用を擧ぐれば左の如し

一金百二圓六十錢

本年一月以來二月末日に至る事務所一切の備品消耗品費

一金九圓八十八錢

本年三月中事務所に費消したる筆紙墨薪炭油等の消耗費

一金二十九圓八十七錢五厘　本年四月中に於ける同上消耗費

計金百四十二圓三十五錢五厘

右創業費並に事務費は總て三井家の寄附を以て支辨せり（未完）

雜報

死刑宣告者減等の特典

先頃來往々新聞紙上に散見せし如く司法大臣は先般即ち本年一月勅令第七號減刑令發布以前に於て死刑の宣告を受けたる者にて控訴上告の爲め裁判未確定なりしより減刑令の恩典に浴せざる者に對し特に減刑の恩典を蒙らしめられたる旨を上奏し御裁可ありたるを以て頃日夫々之を無期徒刑に減刑せしめられたりと云ふ

監獄局の設置

監獄監督の原動者たる監獄局は全國四千万の國民と同胞七千人（全國府縣の監獄當局者を合算したる概數）の歡迎に依て輦轂の下内務省中に明治三十年八月六日勅令第二百五十三號を以て丁年に達し獨立獨歩するを得ることゝなれり健兒は素と即ち明治廿六年勅令第百二十七號内務省官制改正の結果に依て同省警保局中に生れ爾來五星霜冬暑祁寒を經て幸に夭折することなく監督保傳の恩を受くる乃父（局長）を換ふること將に四五骨肉同胞の間に常に私生兒視せられ乃父又庶子を以て之を遇するの感なきに非ざりしと雖も天賦すに命を以てし健兒亦自ら嘗て獨立を希望せしに依り今回國民同胞の内助と勅命に依り壯丁の丈夫となり不羈獨立するに至りしは健兒夫れ自の行動なりしと云ふと雖も將來監獄局たる獨立男子が監督統治する責任の重く且つ大なるが故に非ざるはなし既に監獄課は成長して監獄局と命名せり此監獄局なる健丈夫が將來に監督且施爲すべき事項は決して數項に止まらずして内は中央政府の監獄行政方針を確立し外は全國府縣同胞をして則を我に採り敎へを我に請はしめざるべからざるを以て監獄局たるもの切磋琢磨内は益々自ら養ひ外は以て模範を監獄同胞に指示し誘掖撕提の勞を採るべきこと寧ろ當然の責務にして亦以て今日歡迎の同胞國民に酬ゆること此他にあらざるべしと信ず監獄局たる健男子果して此覺悟あるや否敢て視す

專任監獄事務官の設置

專任監獄巡閱官設置の必要及獄制の統一を計圖せんには監獄巡閱をして頻繁且周密ならしむるに若くはなしとの予輩兼て本誌上に於て之を物せしことあり讀者定めて一讀せられたるなるべし然れども單に監

矯正図書館

獄巡閲官とし云へゞ其意味甚だ狹隘なるを以て今回内務省官制の改正に際し監獄局の設置と共に專任監獄事務官なるものを新置せられ監獄局に屬し監獄事務を掌どらしめらるゝことゝなりたるゝ予輩の希望に一段の進歩を加へたるものにして同改正官制に依れゝ内務事務官五人を置き各局（監獄局、庶務局を除く）に屬せしむるの外監獄事務官なる特殊の官職を設置せられたるゝ明かに監獄行政をして一科專門の科學たることを宣明せられたるものにして勅令第二百五十五號監獄事務官特別任用令の發布に依て以て益々其意味を確保せられたるものと云ふべきなり

小河岳洋先生著述の監獄學中例言の冒頭に曰く

監獄行刑の理術ゝ刑法民法等と同じく法學系統に屬する專門的一科學として研究するの價値及び必要あるものなることゝ獨り著者の私言なるのみならず泰西文明の諸國ゝ大概既に取つて之を實行し法科大學中特に之れが爲めに一の講座を設けあるもの亦た尠からず治獄の事斯くの如くにして始めて改良進歩の實効を奏し犯罪を防減し治安を保維する所以の作用も亦た此に其全きを期待するを得

勿論なるを以て其官等ゝ各省參事官書記官同樣高等官三等、四等、五等、六等、の四階級とし俸給も亦書記官參事官と同じく二千五百圓以下八百圓迄を十級に區分せられたり又以て人を得るに難しと爲さず

●專任監獄事務官の特別任用法

改正内務省官制面上監獄行政を以て專門の科學と認められたるゝ大に良し既に專門とする以上ゝ監獄事務官たる者ゝ特別の素養なかるべからざるゝ當然にして本令の發布豈に故なしとせんや本令ゝ五ヶ年以上獄務に從事し現に判任二級以上の俸給を受くる者よりすと規定せられたるゝ實に肯綮を得たるものと云ふべし

●新設監獄局分課規程

八月六日勅令第二百五十三號を以て從來の監獄課を警保局より分離せしめ監獄局を新設せられたるに就てゝ當日内務大臣ゝ内務省分課規程中左の如く改正せられたり

大臣官房

秘書課

一、機密に屬する事項

一、官吏の進退身分に關する事項

一、大臣の官印及省印の管守に關する事項

一、褒賞に關する事項

文書課

一、公文書類及成案文書の接受發送に關する事項

一、公文書類の編纂保存に關する事項

一、統計報告の書類に關する事項

一、戸口及民籍に關する事項

一、各局の主管に屬せざる事項

警保局

監獄局

獄務課

一、監獄幷に假出獄監獄假免に關する事項

計表課

一、監獄の統計に關する事項

因に記す監視假免に關する事項ゝ從來警務課に屬せしを監獄局に移し、計表課に於てゝ監獄統計事項に關する外集治監經費豫算の收支辨に府縣監獄の會計事務も併せて監視する筈なるやの由に漏れ聞けり

●局長の兼任局員の任命

先生の卓言以て則とすべし予謹嘗て先生に聞く同著監獄學ゝ特更に前項の意義を世人に吹噓する爲め監獄學なる名稱を付し廣く學者有職者に配付せられたりと然れゝ今回の官制改正ゝ明文を以て其專門の科學に屬することを言顯ゝされたるものにして將來法科大學中亦特に監獄學なる一講座を設けらるゝの時機近きにあるべしと信ず

因に記す監獄事務官の職掌ゝ官制上甚だ簡單なりとも監獄局長に尋て監獄行政に關す百般の事皆悉く職務の範圍内たらざるゝなく監獄巡閲ゝ勿論監獄建築上の事項及監獄改良に關する總ての意見を上司に具申し成案を審査し幷に立案を掌どり時として主管の事項に就てゝ政府委員として議會に臨むことあるべし等其職務の繁難なる責任の重大なること予輩想像の外にありと云ふべし

●專任監獄事務官の官等及俸給

前項所述せし如く專任監獄事務官の職責の重くして且繁難なることゝ素より論を待たざる所にして其職責の重く大なる丈堪能の人士を要すること亦た當然にして而して之れが堪能の士を擧げんにゝ其待遇を厚ふし俸給を豊かにするにあらざれゞ能はざること

矯正図書館

內務省官制の改正に依て新に監獄局を設置せられたるも本年度ハ迚も豫算に餘裕アきを以て專任の局長ハ到底之を任命するの運に至らざるより本年度內ハ專任監獄事務官位の任に止められ寺原警保局長をして監獄局長を兼ねしめらるゝ事となり其他の局員も從來監獄課の定員五人なりしを增加して十人とせられたる由なるも是又經費の都合に依り本年度內に限り矢張り從前の五人を以て事務を支辨せしめらるゝやにて官制改正の卽日監獄課員全体に監獄局勤務を命せられ獄務課兼計表課員を命ずるの辭令を交付せられたりと云ふ而して監獄課長ハ獄務課長兼計表課長を拜命せられたり

●來年度より監獄局は技師技手を定置せられん

官制改正の結果內務省中に技師二人技手十八人の定員を增置せられたるあり此增員の技師技手ハ土木局衛生局等に增員せらるゝこと勿論なりと雖も監獄局將來の施設ハ須らく監獄の改築新營を監督するにあるを以て到底從前の如く專門の技術者にあらざる監獄局員のみを以て監督の大方針を貫徹せしむるの難事なるより來年度よりハ今回增員の技師技手の幾部分を監獄局に配置し專ら監獄建築上の監督に充たしむることに至るべしと云ふ是ハ只予輩の想像に過きずと雖も監獄建築上の監督の周密を計らんにハ專門技術者の定置を要すること亦當然にして當局者の希望なるのみならず政府に於ても此成算あることなるべしと信ぜらる至玆監獄社會の天地又多幸多望なりと云ふべし當局者夫れ旃之

●北海道看守の手當金支給令

七月廿二日勅令第二百四十六號を以て北海道奉職看守に手當金支給令を發布せらる而して本令に依れバ道廳及集治監看守にハ土地の狀況に依り一ヶ月三圓以內の手當を給することを得と右ハ巡査看守の俸給令を改正せられたる結果、內地の巡査看守ハ北海道に比し十三圓以上十五圓に至る俸給を支給することゝなれるにも拘ハらず拓殖務省主管の巡査看守ハ九圓に始まり十二圓に終るが如き却て內地に比し俸給の少額なるハ彼是權衡を得ざるより今回手當支給の事に定められたるものにして同一の巡査看守にして其給料を異にするが如きハ統一上如何あわべきや此所當局有司に一考を煩ハし度きことにこそ

●監獄付近の建設物制限に就て

國家行刑上の機關ハ日を逐ひ膨張的政府の方針に出て斯道の爲め慶祝限りなしと雖も獨り政府及當局者の施設計畫にのみ放任すべきにあらざるハ勿論、社會一般の人士亦皆斯事業の發達を援助するの覺悟あるを要す然るに廣き社會の內に在てハ動もすれバ行刑の本旨を誤解し斯事業の妨害因となるべき擧動に出づることあるハ識者の夙に痛嘆して措く能ハざる所なり例令バ監獄の付近に大廈層樓を築き亦ハ衛生感化に有害なる建設物を設け營業を敢てする者等往々之れあり從來監獄當局者の共に窘慮する所にして或ハ甚だしきハ新に土地を相し成るべく人家稠密の場所を避け監獄を新築改營せんとするの擧あるや地方の紳士者ハ却て之を以て奇貨措くべしと爲し行刑上に有害なる建造物を設け或ハ營業を開始せんとする者にあらざれバ之を口實とし非常の地價を壟斷せんとする者あり要するに是等ハ畢竟何等の法規なきに職由するものにして何分の取締法を制定せられたきことハ同人社會の一般に希望する所なりと雖も時運未だ茲に至らざるハ斯道の爲め惜むべき事に屬す然れども其筋の方針なりと云ふを聞くに右等ハ畢竟監獄其ものゝ爲めに一の制限法を設くるハ穩かならざるやの感ありと雖も保安上の爲め尙も危險なる建設物ハ勿論衛生及營業に關する地方の行政警察權を以て相當の制限を設け取締を爲さバ足れるのみならず今日既に危險物に就てハ爆發物取締罰則、火藥取締規則下てハ石油貯藏制限法等の法規あり衛生上或ハ風敎に關する取締に就てハ火藥場、屠牛馬場の設置幷に妓樓等建設地所の制限、待合、料理店等に就てハ營業上の取締より所轄官廳の認可を經ざるべからざる等相當制裁法の立ちあるを以て是等ハ强ち特殊の法令を要せずと雖も唯々最も憂ふべきハ監獄接近地に層樓又ハ監獄構內を透見し得る普通一個人の建設物に關する取締法にして我民法に據るも生だ不充分なるが如き感なきにあらず去れバ迚右に關する一般の制限法ハ今日遽かに之を制定せんことハ到底行はるべからざるが如しと雖も地方行政處分を以て相當の注意說諭を加へ可成斯る建造物を設けしめざることにし若尙之を肯せざるときハ適當の目隱を付せしむること最も必要なり云々と以上當局の注意或ハ穩當なるが如しと雖も英斷以て相當の制限法を設定せられたきことにこそ有司如何と爲す

●警察署留置人賄費の改正

矯正図書館

警察留置人賄費ハ十餘年前物價の低廉なる當時に在つて太政官達を以て一食二錢五厘以下の範圍内を以て支賄ふべきことゝなれるも近年物價非常の騰貴より到底此範圍内を以て支辨するの困難なるハ當局者の共に訴ふる所にして政府又改正の議ありしハ衆て本誌に於て之を紹介せり果せる哉今回勅令を以て之を改正し警察署警察分署に拘禁又ハ留置せらるゝ者の食糧ハ内務大臣又ハ拓殖務大臣の定むる實額の範圍内に於て適宜之を給與することを得と定められたり亦以て從來の遺憾なけん

●巡査看守給助例改正方針

巡査看守の恩給法ハ曩日來其筋に於て調査中にてありし處元來本法ハ法律とし總て國庫より支辨相成るやの噂にてありしも其後評議一變し全部の國庫支辨ハ政費多端の今日柄容易に行はるべくもあらざるを以て更に改正考案を詮議中なるやの由而して其方法ハ巡査看守も普通一般の官吏と同樣俸給百分の一を國庫に納付せしめ該納付金を以て巡査看守の恩給金に充用せらるゝの方法とし其不足額ハ總て國庫より補充せられんとの内議にして此主旨を以て前議を改案せらるゝ方針なりと云ふ而して成案の上ハ當期の議會に提出せらるゝ筈なりと聞く而して曩きに巡査看守の俸給令を改正せられたる結果俸給百分一の納金ハ敢て困難にあらざるべく又一般官吏の遺族扶助料と同樣至極肯綮を得たるものなりと信ず而して其筋の調査なりと云ふを聞くに本年度の豫算に依るに巡査看守の給助金ハ無量十八萬圓内外にして本令改正の曉きにハ二十萬圓内外に上るべきやの由に漏れ聞けり

●典獄諮問會彙報

先般典獄諮問會の節内務大臣より付議せられたる諮問案中第四項第七項ハ委員に付託し審議の上何分の答申可相成筈にて後廻しにせられたりしに本會議終了後協議會の劈頭に於て會頭長屋典獄より各委員を指名せられ該委員の報告書に基き左の通り決議の上其筋へ答申せられたるやに聞く

第四項問題答申

囚人及懲治人の懲罰に左の種類を增加するを以て適當と認む

一、臥具貸與停止　臥具貸與停止ハ三週日以内とす

二、菜汁給與停止　菜汁給與停止ハ二週日以内に

して鹽湯のみを給す

第七項問題答申

再犯以上の者の處遇法ハ他日階級制を施行せらるゝ迄左の如く處遇せらるゝを以て適當とす

第一項

一、初犯、再犯以内上ハ可成工場を別異すること

二、作業ハ勞苦最も多きものを科す

三、衣類臥具に洗濯補綴したるものゝ内最も粗なるものを貸與す

四、食物の賄求を許さず

但作業等級三等にして科程を了する者ハ一ヶ月一回其二等を了する者ハ同二回其一等を了する者ハ同三回食物の賄求を許すことあるべし

五、入浴ハ可成最終に於て爲さしむ

六、可成炊夫掃除夫看護夫理髮夫たらしむることを得ず

第二項

再犯以上の四人にして獄則を謹守し作業に勉勵し行狀善良なるときハ前項の待遇を解くものとす

●付託調査委員

前項付託調査委員ハ左の諸君なりしと云ふ

第四項調査委員

前田警視廳典獄　千石新潟縣典獄
福原群馬縣典獄　筒井滋賀縣典獄
山崎宮城縣典獄　木名瀨富山縣典獄
甲斐德島縣典獄

第七項調査委員

神谷京都府典獄　若山神奈川縣典獄
矢部兵庫縣典獄　五十嵐長野縣典獄
西村岡山縣典獄　坪井山口縣典獄
木戸福岡縣典獄

●典獄協議會決議項目

典獄諮問會に引續き協議會に於て決議したる事項ハ（協議案ハ後にあり）左の通りにして會頭より其筋へ上申せられたる由

一、現行監獄に關する法令範圍内に於て其筋の認可を要せず施行すべき事項

第一、看守外套を着用したるとき帶劍の方法ハ外套の下に佩び其柄を外部に顯ハすものとす

第二、監獄事務分掌の區別を一定し第一課第二課と數字を以て名くること

第三、幼年囚及懲治人にハ休憩時間に於て運動或ハ体操等を爲さしめ又犯則の輕きものハ之を罰するに時間を定めて直立せしむること

第四、刑事被告人の看病に押丁差支あるときハ同房者に之を爲さしむること

第五、在監人に對し他より小包郵便を以て物品を送付したるときハ監獄則第三十八條第三十九條に依り領收すること

二、現行の法令規則中改正又ハ制定せられ度意見を以て其筋へ建議せられたる事項なりと云ふを聞くに

第一、警視廳及府縣典獄北海道集治監分監長の特別任用令を更に五年以上判任官以上にして獄務に從事し四級俸以上の現職に在るものに限ると改正せられたきこと

第二、典獄看守長の服制を正服と略服とに區別せられたきこと

第三、女監取締授業手の裝服を一定せられ其費用を地方税より支辨せしむべきこと

第四、警察禮式を警察官吏司獄官吏禮式と改稱し其司獄官吏にのみ適用する條項を補足せられたきこと

第五、監獄書記看守長の職權を同一にし從て名稱を改正せられたきこと

第六、監獄醫を判任官とせられたきこと

第七、明治廿二年内務省訓令第一號（功勞者賞與）に「看守押丁」とあるを監獄吏員と改められたきこと

第八、監獄則第三十二條第三項を左の如く改められたきこと

刑事被告人書籍を看んと請ふときハ稗史小說類を除くの外總て之を許す但書削除

第九、傳染病外の病者と雖も出監の際引取人なく又ハ無資力にして出獄困難の事情ある者ハ警察署若くハ監獄所在地市町村役場へ引渡すべき規定を設けられたきこと

第十、囚人の菜代を二錢以下とせられたきこと

第十一、警察署留置場に屬する費用及在監人護送途中費用ハ凡て警察費を以て支辨することに改められたきこと

●其筋の詮議及通牒

先般監獄諮問會に下付審議せしめられたる諮問事項及び協議會の結果として其筋へ上申せられたる事項中看守考試規程幷に前項中現行法範圍内に屬する施行決議を除くの外ハ改正條約實施準備に關する事件と云ひ監獄則改正參考資料に關する事件と云ひ何れも重大なる事項にして隨て其關係する所決して尠なきにあらざるより其筋に於てハ尙精細審議を遂げたる上各處決せらるゝ由にて法令の改正增補に關する建議事項ハ隨分當局者の間に從來希望を抱ける緊切なる問題に屬するを以て内務省主管の局に於て追々精査を遂げ漸次改正增訂の擧に出でらるゝ筈なるやに思惟せり但施行決議中第四の刑事被告人の看護に押丁差支あるとき同房者に之を爲さしむるとの決議ハ少しく穩當ならざるやに思考せらるゝより更に監獄局長より左の意味の通牒を會頭に向て發せられたるやに漏れ聞けり

「前略典獄協議會に於て可決したる事項中第四刑事被告人の看病に押丁差支あるときハ同房者に之を爲さしむ云々に有之候得共右ハ同房者の承諾を以て之を爲さしむるハ敢て差支なしと雖も之を强制する筋に無之と存候云々

予輩右通牒の意味を肘度するに刑事被告人ハ素と犯罪嫌疑者に過ぎずして法定上本人の請あるにあらざれば役すべからざる性質のものなれば旁々病者の看護の如き寧ろ不快なる役業を科するハ穩かならずと云ふにあるが如し果して如何

●典獄協議會協議問題

典獄協議會の協議問題なりしと云ふを聞くに左の如し

協議事項

（一）警視廳及府縣典獄北海道集治監分監長の特別任用令を更に五ケ年以上監獄書記看守長の職務に從事し判任官四級俸以上の現〇に在るものに限ると改正せられたきこと

（二）典獄看守長の服制を正服と略服とに區別する事

（三）看守給與品中長短靴の給與及還納手續は如何なる取扱を爲すや

（四）看守外套を着用したるとき帶劍の方法一定の事

（五）監獄書記の服制を設けられたき事

（六）女監取締の服裝を一定にして地方税より支辨の事

（七）授業手の服裝も同上取扱ひたき事

（八）警察禮式を警察官吏司獄官吏禮式と改稱し其司獄官吏のみに適用する條項を補足すること

（九）書記看守長監獄醫教誨師の設置程度を制定せられたきこと

（一〇）監獄書記看守長の〇標を同一にし從て名稱を改正せられたきこと

（一一）雇員を全廢し看守定員を增し内外勤務に全然看守を以て之に

矯正図書館

(二五)監獄則第三十六條懲戒せしむる下左の如く改めたき事
但刑事被告人を除くの外は其情狀に依り檢事の意見を聽き親屬に交付又は貸付することを得
(二六)監獄則第十七條に「一日の科程を定め」とあるも凡そ業の種類を大別すれば貸錢業科程業簡數業の三に區別せざる可らず故に一日の科程とありては實施困難なり依て「一日」の二字を削除せられたき事又科程了否の調査も貸錢業簡數業は一ヶ月に三回(懲役等の事實あるときは隨時)とし之に依て次旬の課業標準を定むることに改められたき事
(二七)監獄則第三十八條但書中書籍の二字を削る事
(二八)監獄則第二十五條と施行細則第七十三條は抵觸嫌あり何れかに一定せられたき事
(二九)名籍原簿記載例中第五項より第十二項迄は身分帳中身上票と重複し之を省くも差支はあらざるものゝ如し如何
(三〇)監獄則施行細則第百一條第二項を削除したき事
(三一)監獄則施行細則第四十三條末項左の如く改正せられたき事
「右の外各地方の便宜に依り他の作業に服役せしむることを得」
(三二)囚人身分帳に添付の行狀錄記載方は看守長は勘査期の終に看守は一ヶ月一回と改められんことを建議すること
(三三)仝上身上票は警察に於て逮捕の際取調檢事及讞審判事等へ交付し判決濟監獄に交付することに改められん〃ことを建議する事
(三四)行狀勘査規定第九條初犯の二字を削除せられんことを建議する事
(三五)在監人行狀勘査及賞譽規程第六條に看守又は女監取締は毎月十日に一回親族事項を行狀觀察錄に記入し看守長に提出せしむる

充つること
(一二)監獄署の事務雇員の資途を一定せられたき事
(一三)看守採用規則の年齡四十歳を四十五歳と改正の事
(一四)看守採用規則第一條中に通辨を爲し得るものゝ一項を加へられたき事
(一五)看守及女監取締押丁の定員を算出するに在監人前三ヶ年度平均人員に依る方法を改め最近一ヶ年度の平均人員に依ること改めたき事
(一六)教誨師待遇の件
但本廳の囑托員となし相當の報酬を以て之を遇ひ特別の待遇をなすこと
(一七)監獄署を判任官となすこと
(一八)女監取締を判任官待遇とし服制を定め俸給も看守と同一にすること
(一九)府縣監獄事務分掌區則を概れ一定したき事
(二〇)免役監獄署の分課標準を廢せられたるに依り各府縣に於て將來分課を改正する際は其課名を成るべく區々ならざる樣協議一定せんことを望む
(二一)明治廿二年內務省訓令第一號(功勞者賞與)に「看守 押丁」とある監獄吏員と改められたき事
(二二)考査表式の一定及記入の程度標準を定められたき事
(二三)監獄新築上一定の模範を定められたき事
(二四)監獄則第三十二條第三項を左の如く改めたき事
刑事被告人書籍を看んと請ふときは檢事小說類を除くの外總て之を許す但書削除

あるを再犯以上の習慣者點四に對しては一ヶ月に一回看守長に提出し看守長は之を參酌して一勘査期の終りに行狀錄に記入し置き勘査會の決議を經ることに改められたき事
(三六)在監人行狀勘査規定第八條に依れば仝第一條第一號に該當する者は第一期第二期仝第二號に該當する者は第一期第二期第三期の各勘査期經過後十日以內に於て一回寬賞與を行ふことあるも若し其期經過後尙ほ行狀觀察を要し期限外若くは次期經過後に於て賞與せしときは自然第一條第一號の者は二回第二號の者は三回賞與を行ふことを得ざるに鑑あるは明けし殊に本年勅令第七號の減刑及勘査期の改正に依り斯の如きもの多に有し右等は前期限外卽ち第一條第一號の者は第三〇同第二號の者は第四期經過後に於ても規程個數に達する迄還次賞與を行ふも敢て規程に背反することなきの解釋を爲す方適當ならん哉
三七)監房揭示事項を改正增補せられたき事
(三八)甲縣監獄に服役の四人にして乙縣に於て餘罪發覺し乙縣監獄に移送し同地裁判所に於て管理の末免訴無罪若くは不論罪を言渡されたる場合ハ甲縣監獄署に送還すべきの處假令送還せざるも其費用は現に拘禁する監獄署に於て支辨するに相成(某縣の伺に在り)候間或は送還するあり或は送還せざるありて甲乙區々一定せず就ては將來全國訊れにも一定致度
(三九)復讐者僞造性病者(劇烈なる性のもの)の入監拒絕を爲し得る規程を設けられたき事
(四〇)附加監視の起算滿期は所轄警察署に於て計算することに刑法附則を改正せられたき事

(以下次號)

●留置人賄費の改正

別項の勅令に依り內務大臣ハ本月十七日省令第二十三號を以て警察署警察分署の留置及拘留の費用を一食金五錢以下と規定する旨達せられたり依是從來の遺憾を除きたるハ勿論彼の警察署分署に於て執行する拘留囚人の賄費も同樣本令の範圍內なりと知るべし

●監獄事務官の任命

今回新設せられたる內務省監獄事務官ハ輿望の如く本月二十四日を以て小河滋次郎氏任命せられたり其辭令は左の如し

警視廳典獄從七位　小河滋次郎
任監獄事務官
監獄書記官從七位　小河滋次郎
叙高等官六等
六級俸下賜　監獄事務官　小河滋次郎

右に付警視廳典獄の後任ハ本誌〆切(二十五日)迄ハ任命を見す何れ次號に於て詳報すべし

矯正図書館

監獄雑話

左の一節ハ米國エルマイラ監獄の年報より譯出するものにして同監の囚徒の自白せるものなり勿論囚徒の口供を其儘書き取りたるものなれバ順序整はず序事文を爲さずと雖も之を味ひ來れバ却て其眞情を窺ふに足るものあり書中野鄙猥褻に亘るの嫌あるものなきにあらず然れども彼等の眞情を寫出するにハ亦た已を得ざるものあり故に敢て取捨を爲さず讀者之を諒せよ（挿書ハ此囚徒の肖像なり）

紫雲堂主人

私ハ今年十七歳で御座います新約克で生れました兩親ハまだ生て居ります親爺ハスペインの人で御袋ハ愛蘭の生れで御座いますが親爺ハ只遊んで酒計り飲で居ります以前ハ度々牛飼を遣りましたが其後今年で彼此二十五年計りの間と申ものハ何一つ仕事をするでハなし其上酒癖が惡う御座いまして外で酔て參て内へ歸ると手當り次第に器物を毀したり御袋を撲つたり致します然し親爺ハ監獄へ這入たことハ御座いません私の御袋と申しますのハ親爺に引換て中々能く働く人で平生心臟病のあるにもかゝはず近所隣の洗濯物の賃仕事をして居ります私に兄が一人御座います今年二十一で車力を致して居りますが此れハ少しも酒を飲みません私にハ姉も妹も御座いません兄弟と申してハ此兄一人で御座います然し此外に母の方の兄弟が（異父兄）が一人御座います今年廿三に爲りますが隨分大酒飲みで婚禮の晩酔ばらつた揚句自分の妻を鐵砲で擊ちましたそれハ丁度朝の二時半頃で御座いました（此者ハ妻を銃殺したる廉により遂に死刑に處せられたり

私ハ感化院や保護院に這入たとハ御座いません私ハ十三の歳から「ホッケー」「賭博の一種」を遣ることを覺へましたそれからと云ふものハ學校へ參りましても直ぐ逃げて來まして町へ遊びに參りました十五の歳に綿摘器械の番人に遣られまして一週間四圓十五錢の給料で一年程働ましたが何分働くのが嫌で御座いましたそれに土曜日一日餘所へ往て遊びましたから歸つたら吃度叱られるだろうと思つて其儘止めましたそうして其れからと云ふものハ町をあるいてハ窃盜を致して食て居りました私ハ仕事を止めたのハ

八月で此監獄へ參りましたハ十一月の廿日で御座いますから其間ハ十四ヶ月丁度一年と二ヶ月（前に八月とあるハ前年八月の意なるべし）で御座いますが其間ハいつも夜遲くまで外に居りまして泥棒をしたり夜鷹を買つたりして居りました然し酒ハ飲みませんが私が泥棒をしましたのハ重に「ペウアリー」庫の品物で町から自分の手の届く所の物を何にでも引抜いて取つたので御座います然し時計を一つ取つた外にハまだ左程金目の物を取つたとハ御座いませんですから餘程都合の好いときでも高々十五弗か時としてハ二十弗位しか持て居りません都合の惡いときにハ二弗半より持たないことも御座いました此金ハ皆盜だ物を賣た金で御座います私ハ十五の歳から手癖を覺えましたが女に關係し始めたのハ十六の歳からで御座います自分でハ女ハ關係するよりも手淫の方を好みました私にハ其方が愉快でどうしても止められません

私ハ病氣と云つてハ一度耳の後に腫物が出來たとか御座います然しそれハ幼少の時分でその位ひ長くかゝつたか覺えません其外に此足の爲に病院に這入りましたが此他に病氣に罹つたことハ御座いません此足にハ隨分大きな疵が御座います此れハ私がナッソー町を通る車に窃に乘込まうとする處を巡査に見付かりまして棍棒で撲られたので御座いますがそれからチヤンバース町の病院へ入れられて二日程治療を受けました私ハウエストブロードウエーのキヤナル町に住まつて居ります私ハ讀むことも書くことも出來ます隨分誰でも讀める樣に書くとが出來ます私の躰量ハ百四十二「ポンド」掛ります丈けハ五尺八寸御座います私ハ能く眠られます又こちらへ參てから別に家に歸りたいと云ふ樣な心も起りません私ハ家の事を思ひ出しません喜んで此こに居ります私ハ煙草

矯正図書館

プラクチカル　インヴリッシュ　タームス　フヲー
PRACTICAL ENGLISH TERMS FOR

プリゾン　チフイサース
PRISON OFFICERS.

監獄官吏用實用英語集（前號の續き）

ヂユリー Jury.	陪審官	コンゲルゲーテツト ルーム Congregated Room.	雜居房
デイテクター Detector.	刑事巡査	アツソシエーシヨン ルーム Association Room.	同
センダーム Gendarme.	憲兵	コンゲルゲート プリゾン Congregate Prison.	雜居監
プリゾンス エンド プリゾン 3. Prisons and Prison		ソリタリー セル Solitary Cell.	屏禁室
ヒルデインヅス Buildings.	監獄及監獄建造物	ダーク セル Dark Cell.	闇室
セントラル プリゾン Central Prison.	集治監	リフラクトリー セル Refractory Cell.	密室
ローカル プリゾン Local Prison.	地方監	ワーキンヅ プレース Working Place.	工場
プリゾン フヲーア ヂー テンポラリー Prison for the Temporary		レクチユア ホール Lecture- Hall.	敎誨堂
コンフアインメント チブ ロングー Con finement of Long-		セパレート アパートメント Separate Apartment.	隔離室
センテンスド プリゾナース テイル Sentenced Prisoners, till		シツク ルーム Sick Room.	病室
セイ アール セント ツー エー they are sent to a		メデイカル ルーム Medical Room.	醫務所
セントラル プリゾン Central Prison.	假留監	エクサーサイス グラウンド Exercise Ground.	運動場
ハウス チブ デイテンシヨン House of Detention.	拘置監	ボデー エキザミニングー ルーム Body Examining Room.	搜檢室
ロツク アツプ ハウス Lock- up House.	留置場	トライアル ルーム Trial Room.	訊問所
ハウス チブ コルレクシヨン House of Correction.	懲治場	バス ルーム Bath Room.	浴場
セル セパレーシヨンルーム Cell (Separation room)	分房	クツキンヅ ルーム Cooking Room.	炊場
セヂユラー プリゾン Cellular Prison.	分房監	ストア Store.	倉庫

が大嗜きで御座います然し只今でハ欲しいとハ思ひませんこちらへ參てから煙草を飮むと肺病になると云ふことを聞きましたから

以前ハ毎晩二三人の小供と處々方々歩き廻りまして取つた物を分けたり時としてハ夜通し外に居りまして翌朝宅へ戻ることも御座いました其時分にハ新聞の賣子の泊る家で夜を明しますが朝までの泊賃ハ僅に六錢で御座いますそれで私ハ綿摘器械で一日十時間づゝ働くよりハ餘程善い生活だと思ひました然し只今でハ左樣なことハ思ひません時刻が外でぜんぐ錢を作て居りますが遊で居てハ私共にハ拂て呉れませんとケ樣に思て居ります

私の御袋ハ私が婆婆に居ります時分にハ始終私を會堂へ連て往て呉れました私ハ此こに居るのを婆婆に居るのと同じ樣に思ひますから別に何も望ハ御座いません私ハ格別家の事も思ひませんが只御袋と兄貴の事だけハ忘れられません親爺の事なぞハ何んとも思ひません私の御袋ハ實に善い人です兄貴も可なり善い人間で御座いますが私の家ハ少々の資產が御座いますから御袋も可なりな生活ハ致して居ります御袋ハ部屋を三つ持て居りますが一つの大きな寢室を或る製造場の職工をして居る人に貸して居りますものですから私共ハ他の二間に寢て居りましたハ其一間にハ寢臺が二つ置てありますが窓掛などハ御座いませんが親爺と御袋ハ一つの寢臺に寢ますし兄貴と私ハも一つの方に寢ましたそして兄貴と私ハ何時も先きに寢ました私ハ親爺に叱かられませんなかつた親爺も亦私を叱つたことハ御座いません親爺ハ或る晩酒を飮でから八丁目の友達を尋ねて參りましたが其晩其人の家の窓から飛出した爲に脊骨を挫いて今に其儘直りません親爺ハ餘り喧嘩などハ致しませんそうして機嫌の好いときにハ家へ歸て寢轉んで歌などを謠つて其儘眠て仕舞ふ樣なことも御座いました

私の兄貴ハ私と一所に外へ出て惡いことをしことハ御座いません私ハ兄貴にハ一切隱して何事も話しませんでした兄貴ハ私よりハ大分理窟の分つた男で御座いますし私の樣な泥棒でハ御座いません私の親爺ハ私が生れる前から酒飮で御袋から聞きましたにハ二十五年程になるそうで御座います親爺ハ常に座敷や家中額を懸けることが好きで御坐いますし又親爺ハ二三日目に一度づゝ戰栗へる癖がありまして其度に御袋が水を掛ける樣にして居りますが親爺ハ蛇でも持つたことがあるのか存じません（譯者曰蛇と戰栗の關係明ならず文字の儘を譯し置く）

私ハ始て盜みました品ハ何であつたか覺ゑません私ハ綿摘場でハ何も盜だことハ御座いません然し夜間「バウアリー」で仕事を致しました

インプリソンメント ウイス ノー レーボア
Imprisonment with no Labour.
無定役刑(法刑禁獄輕禁錮)

ファイン
Fine. 罰金

インプリソンメント インステート チブ エ ファイン
Imprisonment instead of a fine. 罰金換刑禁錮

アツキユースド
Accused. 刑事被告人

ボーヤス インジー コルレクション ハウス
Boys in the Correction House. 懲治人

デイテインメント
Detainment. 拘留

カストデイー
Custody. 同(領置)

ツー デイテイン
To detain. 拘留スル

ツー キープ イン カストデイー
To keep in custody. 同(領置スル)

コンフアインメント
Confinement. 拘禁

ツー コンフアイン
To confine. 拘禁スル

ツー ロツク アツプ テンポラリリー
To lock up temporarily. 一時留置スル

エクセンプト フロム ペナルテイー
Exempt from penalty. 不論罪

インフアント
Infant. 幼者

ダム
Dumb. 瘖瘂者

シユーペリンテンデンシー
Superintendency. 監督

ツー アドミニスター
To administer. 管理

ツー ガヴアーン
To govern. 同

プリソン インスペクター
Prison Inspector. 監獄巡閲官

ツー インスペクト
To inspect. 巡閲スル

ツー ヴイジツト
To visit. 巡見スル

メンバー チブ ローカル ダイエツト
Member of local diet. 府縣會議員

ワラント
Warrant. 令狀

ドキユメント チブ ジー センテンス
Document of the Sentence. 宣告書

レシート
Receipt. 領收證

ツー ナース
To nurse. 乳養スル

ツー ブリング ウイス ワンスセルフ
To bring with one'self. 自ラ携有スル

マネー エンド グーヅ
Mony and goods. 財貨物件

ツー エキザミン
To examine. 點檢スル

フラツド ファイア テンペスト エンド アースクエーク
Flood, fire, tempest and earthquakes. 水火風震

ウエー チブ アヴオイデイング デーンヂヤー
Way of avoiding danger. 避災ノ手段

ツー トランスポート
To transport. 押送スル

ツー デイスバンド
To disband. 解放スル

ツー デイスチヤージ
To discharge. 放免スル

ネーチユア チブ クライムス
Nature of crimes. 罪質

ツー クラツシフアイ
To classify. 別異スル

ディレクタース チエンバー
Director's Chamber. 典獄室

ストア チブ ロー マテリアルス
Store of Raw Matereals. 素品庫

ストア チブ リフアインド アーチクルス
Store of Refined Articles. 製品庫

コーン ストア
Corn Store. 米麥庫

ストア フヲーア グーヅ ケプト イン カストデイー
Store for Goods, Kept in Custody. 領置品庫

ウオール
Wall. 壁障

ゲード
Gate. 門

4. ロース エンド レギユレーションス
Laws and Regulations. 法律規則

コンスチチユーション
Constitution. 憲法

シヴイル ロー
Civil law. 民法

コンマーシアル ロー
Commercial law. 商法

クリミナル ロー
Criminal law. 刑法

シヴイル プロセデユア
Civil Procedure. 民事訴訟法

クリミナル プロセデユア
Criminal Procedure. 刑事訴訟法

アドミニストラチーヴ ロー
Administrative law. 行政法

アドミニストラチーヴ ルールス エンド レギユレーションス
Administrative rules and regulations. 行政規則

ルールス チブ ジー チフイシアル オーガニゼーション
Rules of the official organization. 官制

ロー チブ プリソン
Law of Prison. 監獄則

チーク ジリアリー ルールス チブ ジー プリソン ロー
Auxiliary rules of the Prison law. 監獄則施行細則

ルールス チブ ジー トランスポーテーション チブ クリミナルス
Rules of the transportation of Criminals 囚人護送規則

ロー
Law. 法律

インペリアル チーデイナンス
Imperial Ordinance. 勅令

チーダー チブ キヤビネツト
Order of Cabinet. 閣令

チーダー チブ エ デパートメント
Order of a Department. 省令

チーダー チブ エ ミニスター
Order of a Minister. 訓令

チーダー チブ エ ガヴアーナー
Order of a Governor. 府縣令

5. プリンシパル タームス インジー ロー チブ プリソン フヲーローイング アフター ジー チーダー チブ ジー アーチクルス
Principal Terms in the Law of Prison, following after the Order of the Articles.
各條ノ順序ニ從ヒ監獄則中重要ナル語(本節ハ專ラ監獄則ト對照ノ便ニ供センカ爲言語ノ類別ヲ爲サス只各條ノ順序ニ從ヒ雜駁ニ列記ス讀者之ヲ諒セヨ)

インプリソンメント ウイス ハード レーボア
Imprisonment with Hard Labour. 定役刑(徒刑懲役重禁錮)

矯正図書館

ツー セパレート
To separate. 區畫スル

インストルメンツ チブ セキユアリング
Instruments of securing
プリゾナース フローム ゼア
prisonors from their
フリー ムーヴメンツ
free movements. 戒具

ペナル サーヴィチユード
Penal servitude. 定役

ワーク
Work. 作業

マスキユラー ストレングス
Muscular strength. 体力

デーリー プログラム
Daily programme. 科程

アツプルーヴアル
Approval. 認可

ツー エクセンプト フローム レーボア
To exempt from labour.
定役ヲ免スル

デー エクセンプト フローム レーボア
Day exemptf rom labour.
免役日

アダルト
Adult. 丁年者

ノン アダルト
Non adult. 亦丁年者

ツー ラン アウエー
To run away. 逃走スル

ユース ラブ ツー プリゾン チヤリチイー
Use of the Prison Charity.
監獄慈恵用

サツポート チブ ジー ファミリー
Support of the family.
家族ノ扶助

リーゾナブル アウトレー
Reasonable outlay. 正當ノ費用

ジアツヂ コンサーンド
Judge concerned. 當該裁判官

パーミツシヨン
Permission. 許可(允許)

クロース
Cloth. 衣服

ベツド クロース
Bed cloth. 臥具

ツー レンド
To lend. 貸ス

ツー プロヴアイド ワンスセルフ
To provide one'sself. 自辨スル

ミラセブリー プーア
Miserably poor. 赤貧

フード
Food. 食糧

ライス チブ ローウエスト カインド
Rice of lowest kind. 下白米

バーレー
Barley. 大麥

ミレツト
Millet. 粟

プロニクム クルス コロイ
Pronicum crus-coroi. 稗

ソルガム
Sorghum. 黍

ポテト スウイート ポテト
Potato. (Sweet Potato) 薯(甘藷)

エキスピデイエンシー チブ エ ローカリテイー
Expediency of a locality.
地方ノ便宜

ヘア
Hair. 頭髪

ベアド
Beard. 髭鬚

ツー カツト クロースリー
To cut closely. 短薙スル

ツー シエーヴ
To shave. 剃除スル

ツー リペント チブ ジー パスト
To repent of the past,
エンド ツー ビー グツト フチユア
and to be good for
ジー フユーチユア
the future. 悔過遷善